

## 第3 原爆被爆者対策



## 第3 原爆被爆者対策

### 1 長崎市第五次総合計画前期基本計画（令和4年度～令和7年度）

#### 基本施策 原爆被爆者の援護を充実します

##### (1) 現状と課題

- ・ 被爆者に対する現行の援護施策は安定的に供給できており、介護施策等についても一部拡充されるなど改善が図られているが、被爆者の平均年齢は84.90歳（令和5年3月31日現在）と高齢化が一段と進んでおり、引き続き援護施策の充実が求められている。
- ・ 被爆体験者支援事業について、国に対する要望が一部実現しているが、被爆体験者の救済に向けさらなる制度改善が求められている。
- ・ 広島黒い雨訴訟の判決を受け、黒い雨に遭い、特定の疾病にかかっている者を被爆者として認めることとなったが、長崎は黒い雨に伴う被爆者認定の対象となっていない。
- ・ 原爆被爆による人的被害の実態及び被爆者世帯の被爆状況等を明らかにするための原爆被爆者動態調査において、着実に死没者データの整備が進んでいるものの、原爆放射線の身体的・遺伝的影響については、新たな科学的知見を得るには至っていない。

##### (2) 取組方針

- 高齢化する被爆者等へ安定的に援護施策を提供できるよう、より細やかな対応に努める。
- 援護施策の充実に関する国への要望については、被爆者団体、長崎県、広島県市等とも連携し、一体的に進める。
- 被爆未指定地域の再検討並びに被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実を国に対して求める。
- 原爆被爆者動態調査を継続して進めるとともに、被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるため長崎市原子爆弾放射線影響研究会を開催し、原子爆弾の放射線による人体への影響に関する様々な研究事項について、専門の見地からの情報及び意見交換を行う。
- 被爆二世に対する健康診断内容の充実を国に対して求める。

## 2 被爆者援護法の目的

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称「被爆者援護法」）は、平成7年7月1日に施行された。この法律は、それまでの「原爆医療法」及び「原爆特別措置法」を一本化し、被爆者に対する総合的な援護対策を実施する法律として平成6年12月9日に成立し、同年12月16日に公布された。

なお、この法律には「被爆後50年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」との前文が設けられている。

### 3 被爆者の分類

被爆者は、被爆の際の条件などによって、次のとおり分類される。(広島関係は省略)

被爆者 (法第1条)	直接被爆者	法第1条 第1号	原爆が投下された際、当時の ①長崎市内 ②西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷 ③西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷 で直接被爆した者
	入市者	第2号	原爆が投下されてから、2週間以内の日(長崎は8月23日まで)に次の区域に立ち入った者 当時の長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町2丁目、稲佐町3丁目、旭町1丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町
	死体の処理及び救護に当たった者等	第3号	原爆が投下された際、又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者(たとえば、救護、死体の処理、しゃへい物のない海上で被爆した者、広島の「黒い雨」にあった者)
	胎児	第4号	上記第1号、第2号、第3号被爆者の胎児

(参考) 昭和49年9月末まで前述の被爆者のうち次の者を特別被爆者として分類していた。

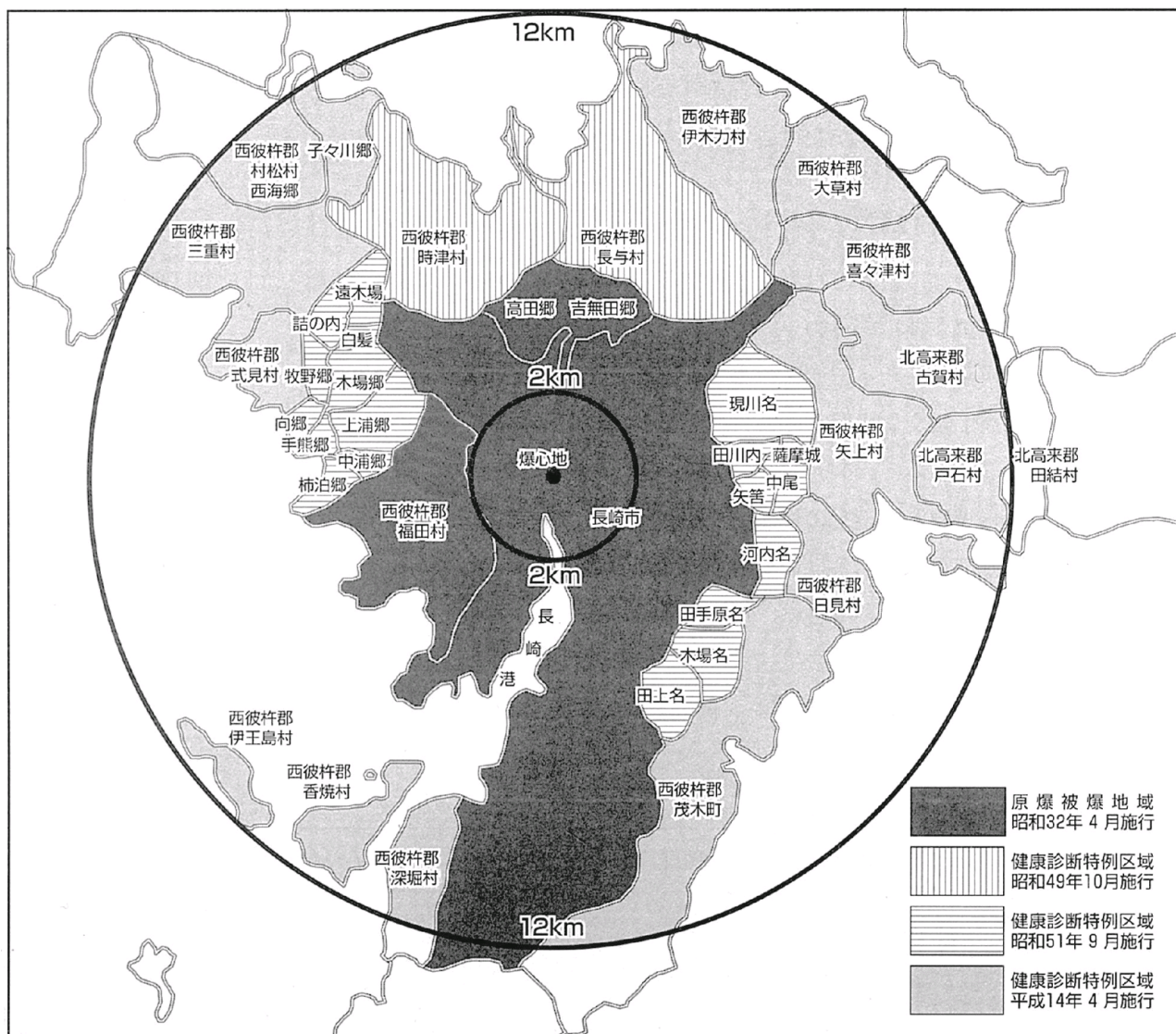
特別被爆者 旧法施行令第6条	3 km以内の直接被爆者	令第6条 第1号	原爆が投下された際、爆心地から3 km以内の地域にあった者及びその者の胎児
	認定被爆者	第2号	負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用によるものであるということの厚生大臣の認定を受けた者
	特定の疾病の認められた者	第3号	一般被爆者であって健康診断の結果、厚生大臣の定める特別の障害があると認められた者
	被爆3日以内の入市者	第4号	原爆が投下されてから3日以内(8月12日まで)に爆心地から2 km以内に立ち入った者及びその者の胎児
	特定地域で直接被爆した者	第5号	特定地域(残留放射能濃厚地域)で直接被爆した者及びその者の胎児

被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者 法附則第17条(別表第三)	第一種健康診断受診者証	原爆が投下された際、当時の西彼杵郡の次の区域内にあった者及びその者の胎児であった者 西彼杵郡 時津村、長与村(高田郷、吉無田郷を除く。)(昭49.10実施) 福田村(柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷)、式見村(向郷、木場郷、牧野郷)、三重村(詰ノ内、白髪、遠木場)、矢上村(現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈)、日見村(河内名)、茂木町(田手原名、木場名、田上名)(昭51.9実施)
--	-------------	--

<p>被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者 法附則第17条（別表第四）</p>	<p>第二種 健康診断 受診者証</p>	<p>原爆が投下された際、当時の西彼杵郡と北高来郡の次の区域（原子爆弾が投下された際の爆心地から12kmの区域内に限る）内にあった者及びその者の胎児であった者</p> <p><b>西彼杵郡</b> 深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く。）、三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。）、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。）、日見村（河内名を除く。）、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く。）</p> <p><b>北高来郡</b> 古賀村、戸石村、田結村（平14. 4実施）</p>
--	------------------------------	--

原爆被爆地図

（被爆地域と拡大地域）



※原爆投下時の地名

#### 4 被爆者健康手帳・健康診断受診者証（第一種及び第二種）

##### (1) 被爆者健康手帳等交付の申請

被爆者には、被爆者健康手帳が交付される。被爆者健康手帳は、その人が原子爆弾による被爆者であることを示す一種の身分証明書である。

なお、法附則第17条により、被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者には、健康診断受診者証（第一種及び第二種）が交付される。

##### ア 手帳交付の申請

被爆者健康手帳の交付を受けようとするときは、長崎市に居住する者は長崎市長に、その他の市町村に居住する者は、市町村役場を通じて都道府県知事に申請しなければならない。健康診断受診者証（第一種及び第二種）交付の申請も同じである。

##### イ 手帳交付申請にあたっての添付書類

被爆者健康手帳交付申請書の添付書類としては、厚生省公衆衛生局長通知（昭和32年5月14日付衛発第387号）に基づき、おおむね次によることとされている。

- ① 当時の罹災証明書、その他公の機関が発行した証明書
- ② 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類
- ③ 前2号のものがない場合は、市町村長等の証明書
- ④ 前3号のものがない場合は、第三者（三親等内の親族を除く。）2人以上の証明書
- ⑤ 前各号のいずれもない場合は、本人以外の証明書または被爆当時の状況を記載した申立書、申述書及び誓約書

##### (2) 被爆者健康手帳・健康診断受診者証（第一種及び第二種）の取扱い

区 分	被爆者健康手帳	第一種健康診断受診者証	第二種健康診断受診者証
健康診断	提示してその結果を記入してもらう	提示してその結果を記入してもらう	提示してその結果を記入してもらう
医療を受ける場合	ほとんどの疾病がこの手帳で受けられる	医療は受けられない	医療は受けられない ただし、長崎被爆体験者支援事業による医療費の給付については55ページを参照

※ 被爆者健康手帳・第一種健康診断受診者証の更新は、3年毎に行われていたが、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成10年厚生省令第73号）により、平成11年度を最後に廃止された。以後は、健康診断結果記載欄が埋まるなどの場合に適宜更新する。

（第二種健康診断受診者証も同様の取扱いとなる。）

※ 氏名及び居住地等の変更の届出、紛失、破損又は汚損による被爆者健康手帳等の再交付の申請、死亡による被爆者健康手帳等の返還は、所定の手続きがある。

## (3) 被爆者数の推移（被爆者健康手帳長崎市交付数）

令和5年3月31日現在（単位：人）

年度	総数	法区分（法第1条）				増				減			
		1号	2号	3号	4号	新規	転入	切替	計	転出	死亡	その他	計
32	66,882					66,882			66,882				
33	67,636					754			754				
34	68,707					1,358	176		1,534	79	384		463
35	70,390					1,707	371		2,078	94	301		395
36	72,355					1,981	240		2,221	102	154		256
37	73,460					2,726	590		3,316	1,734	477		2,211
38	74,963					2,314	338		2,652	603	546		1,149
39	75,458					1,386	256		1,642	536	611		1,147
40	76,620					2,336	468		2,804	823	819		1,642
41	80,643					5,767	511		6,278	1,097	1,158		2,255
42	80,810					3,373	355		3,728	994	2,567		3,561
43	82,093					2,957	533		3,490	1,116	1,091		2,207
44	81,829					1,815	595		2,410	1,536	1,138		2,674
45	82,344					2,297	640		2,937	1,225	1,196	1	2,422
46	82,473					2,566	633		3,199	1,844	1,224	2	3,070
47	83,135					2,162	1,261		3,423	1,585	1,130	46	2,761
48	82,793					1,293	823		2,116	1,299	1,153	6	2,458
49	83,289	60,521	21,003	722	1,043	2,610	670	29	3,309	1,602	1,185	26	2,813
50	82,705	59,443	21,290	945	1,027	1,918	595	67	2,580	1,879	1,257	28	3,164
51	81,992	58,292	21,322	1,340	1,038	915	585	371	1,871	1,390	1,189	5	2,584
52	81,519	57,155	21,173	2,165	1,026	553	548	836	1,937	1,243	1,163	4	2,410
53	80,794	55,810	21,138	2,844	1,002	667	652	694	2,013	1,502	1,226	10	2,738
54	79,977	54,564	21,151	3,276	986	702	549	463	1,714	1,309	1,222	—	2,531
55	78,773	53,254	21,041	3,501	977	533	594	252	1,379	1,266	1,305	12	2,583
56	77,496	51,940	20,959	3,626	971	490	596	155	1,241	1,223	1,295	—	2,518
57	76,540	50,898	20,948	3,725	969	520	554	120	1,194	840	1,310	—	2,150
58	74,464	57,483	12,162	3,573	1,246	423	572	78	1,073	920	1,275	954	3,149
59	73,587	56,509	12,194	3,656	1,228	603	555	70	1,228	923	1,182	—	2,105
60	72,502	55,376	12,172	3,725	1,229	481	520	69	1,070	879	1,276	—	2,155
61	71,370	54,308	12,062	3,768	1,232	364	511	46	921	791	1,262	—	2,053
62	70,258	53,314	11,943	3,769	1,232	269	555	55	879	756	1,235	—	1,991
63	69,019	52,270	11,769	3,746	1,234	176	446	25	647	668	1,218	—	1,886
平成元	67,707	51,186	11,546	3,742	1,233	146	396	34	576	627	1,261	—	1,888
2	66,448	50,181	11,306	3,726	1,235	128	390	31	549	565	1,243	—	1,808
3	65,270	49,163	11,141	3,732	1,234	178	425	39	642	581	1,239	—	1,820
4	63,969	48,133	10,896	3,708	1,232	157	357	37	551	513	1,339	—	1,852
5	62,680	47,141	10,630	3,727	1,182	124	380	24	528	577	1,240	—	1,817
6	61,152	45,906	10,392	3,698	1,156	151	366	22	539	748	1,319	—	2,067
7	59,850	44,909	10,112	3,688	1,141	154	330	48	532	604	1,230	—	1,834
8	58,431	43,801	9,843	3,661	1,126	152	268	35	455	570	1,304	—	1,874
9	57,174	42,841	9,581	3,636	1,116	153	272	40	465	444	1,278	—	1,722
10	55,079	41,158	9,242	3,587	1,092	121	313	28	462	1,150	1,407	—	2,557
11	53,658	40,084	8,955	3,541	1,078	94	218	21	333	462	1,292	—	1,754
12	52,323	39,053	8,695	3,504	1,071	110	257	18	385	500	1,220	—	1,720
13	51,024	38,073	8,428	3,447	1,076	105	215	12	332	351	1,280	—	1,631
14	49,815	37,119	8,199	3,429	1,068	152	233	55	440	363	1,286	—	1,649
15	48,794	36,329	7,956	3,385	1,079	179	323	27	529	263	1,332	—	1,595
16	49,201	36,503	8,143	3,435	1,120	115	1,928	13	2,056	250	1,354	—	1,604
17	48,483	35,871	8,013	3,453	1,146	73	873	7	953	229	1,442	—	1,671
18	47,109	34,882	7,704	3,373	1,150	66	226	4	296	236	1,434	—	1,670
19	45,520	33,707	7,373	3,293	1,147	20	171	7	198	221	1,566	—	1,787
20	44,032	32,626	7,048	3,219	1,139	22	168	4	194	186	1,496	—	1,682
21	42,514	31,511	6,733	3,140	1,130	38	157	5	200	188	1,529	1	1,718
22	40,908	30,336	6,385	3,057	1,130	8	141	2	151	168	1,589	—	1,757
23	39,324	29,186	6,062	2,954	1,122	10	140	4	154	159	1,579	—	1,738
24	37,574	27,890	5,710	2,862	1,112	6	123	5	134	235	1,649	—	1,884
25	35,857	26,632	5,351	2,770	1,104	12	113	—	125	168	1,674	—	1,842
26	34,199	25,422	5,010	2,677	1,090	11	97	2	110	164	1,604	—	1,768
27	32,547	24,180	4,713	2,574	1,080	3	105	2	110	144	1,618	—	1,762
28	30,813	22,880	4,386	2,477	1,070	4	79	2	85	149	1,670	—	1,819
29	29,064	21,588	4,056	2,372	1,048	4	96	3	103	129	1,723	—	1,852
30	27,405	20,373	3,733	2,264	1,035	7	88	—	95	163	1,591	—	1,754
令和元	25,726	19,085	3,450	2,173	1,018	15	70	—	85	124	1,640	—	1,764
2	24,054	17,826	3,167	2,055	1,006	10	52	—	62	111	1,623	—	1,734
3	22,402	16,552	2,927	1,934	989	9	47	—	56	96	1,612	—	1,708
4	20,617	15,193	2,642	1,810	972	5	56	—	61	96	1,750	—	1,846

※ 平成16年度に被爆者数が増加しているのは、平成17年1月4日付けの市町村合併によるもの。

## (4) 健康診断受診者証交付数 (法附則第17条)

## ア 第一種健康診断受診者証

令和5年3月31日現在 (単位:人)

年度	総数	増			減				
		新規	転入	計	取下	異動	転出	死亡	計
49	1,091	1,117	3	1,120	—	29	—	—	29
50	1,123	111	10	121	—	67(1)	22	—	88
51	2,880	2,142	14	2,156	2	372	22	3	399
52	2,105	93	23	116	4	836	37	14	891
53	1,442	59	18	77	3	694	39	4	740
54	1,059	65	34	99	1	463	15	3	482
55	837	46	13	59	—	252	16	13	281
56	700	25	9	34	—	155	12	4	171
57	614	32	7	39	—	120	5	—	125
58	560	26	6	32	—	78	6	2	86
59	510	27	11	38	—	70	14	4	88
60	460	36	20	56	—	69	32	5	106
61	422	21	3	24	—	46	15	1	62
62	394	33	5	38	—	55	9	2	66
63	375	6	4	10	—	25	3	1	29
平成元	355	16	3	19	—	34	5	—	39
2	331	6	4	10	—	31	3	—	34
3	298	7	2	9	—	39	1	2	42
4	268	13	2	15	—	37	7	1	45
5	245	5	1	6	—	24	3	2	29
6	236	12	3	15	—	22	2	—	24
7	198	13	2	15	—	48	3	2	53
8	174	10	2	12	—	35	—	1	36
9	146	11	2	13	—	40	1	—	41
10	118	9	2	11	—	28	10	1	39
11	99	5	—	5	—	21	1	2	24
12	83	6	1	7	—	18	4	1	23
13	74	2	1	3	—	12	—	—	12
14	56	37	—	37	—	55	—	—	55
15	50	18	4	22	—	27	1	—	28
16	42	3	3	6	—	13	1	—	14
17	40	3	2	5	—	7	—	—	7
18	35	—	—	—	—	4	—	1	5
19	26	1	—	1	—	7	1	2	10
20	23	1	—	1	—	4	—	—	4
21	22	3	—	3	—	4(1)	—	—	4
22	23	1	2	3	—	2	—	—	2
23	23	4	—	4	—	4	—	—	4
24	12	—	—	—	—	6	4	1	11
25	12	—	—	—	—	—	—	—	—
26	10	1	—	1	—	2	1	—	3
27	8	—	—	—	—	2	—	—	2
28	6	—	—	—	—	2	—	—	2
29	4	—	1	1	—	3	—	—	3
30	4	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元	5	1	—	1	—	—	—	—	—
2	4	—	—	—	—	—	1	—	1
3	3	—	—	—	—	—	—	1	1
4	3	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)異動欄中( )書は法附則第17条該当者が法1条2号申請をし認定されたものである。

## イ 第二種健康診断受診者証

令和5年3月31日現在 (単位:人)

年度	総数	増				減			
		新規	転入	その他	計	転出	死亡	その他	計
15	7,521	295	13	—	308	14	117	9	140
16	8,296	145	782	—	927	14	134	4	152
17	8,342	27	201	—	228	22	160	—	182
18	8,169	3	10	—	13	8	167	11	186
19	8,008	5	12	—	17	18	159	1	178
20	7,812	7	13	—	20	27	188	1	216
21	7,625	11	11	—	22	21	186	2	209
22	7,410	9	6	—	15	15	215	—	230
23	7,188	5	8	—	13	21	214	—	235
24	6,944	3	12	—	15	28	231	—	259
25	6,721	4	6	—	10	18	215	—	233
26	6,451	2	8	—	10	17	261	2	280
27	6,226	3	8	—	11	19	217	—	236
28	5,960	—	3	—	3	23	246	—	269
29	5,725	1	6	—	7	14	228	—	242
30	5,483	2	8	—	10	20	232	—	252
令和元	5,244	3	7	—	10	8	238	3	249
2	4,981	—	7	—	7	9	259	2	270
3	4,699	3	1	—	4	15	271	—	286
4	4,389	—	7	—	7	25	292	—	317



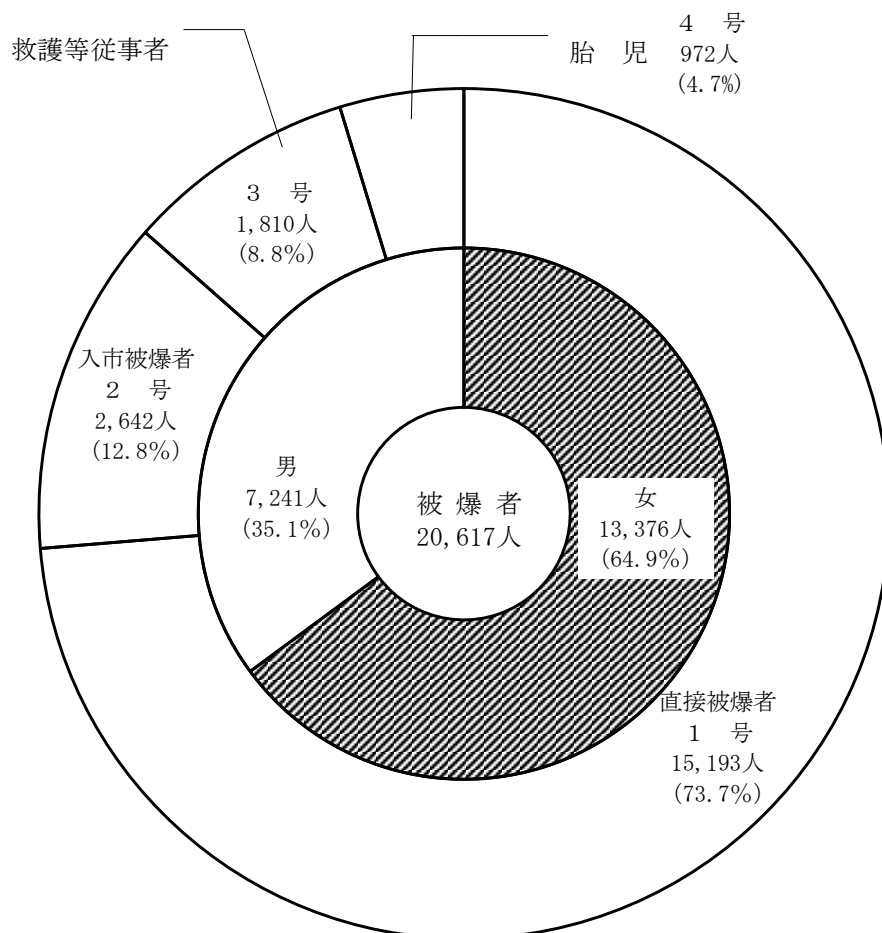
(5) 被爆者健康手帳交付者年齢別区分

令和5年3月31日現在（単位：人）

区分	総数	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
男	7,241	1,959	2,577	1,592	941	161	11
女	13,376	2,499	3,957	3,093	2,578	1,066	183
計	20,617	4,458	6,534	4,685	3,519	1,227	194
割合	100.0	21.62	31.69	22.72	17.07	5.95	0.94

◎ 被爆者健康手帳交付者の平均年齢 84.90 歳  
 男 83.47 歳  
 女 85.67 歳

法 区 分 別 ・ 男 女 別 被 爆 者 数



## (6) 被爆者健康手帳等交付数年齢・性別区分

法区分	年齢別		75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳
	性別					
1号 (直接被爆者)	男		1,147	2,070	1,213	682
	女		1,497	3,122	2,383	2,037
	計		2,644	5,192	3,596	2,719
2号 (入市者)	男		224	246	211	203
	女		281	431	375	354
	計		505	677	586	557
3号 (死体処理及び救護に従事した者)	男		146	261	168	56
	女		191	404	335	187
	計		337	665	503	243
4号 (胎児)	男		442	—	—	—
	女		530	—	—	—
	計		972	—	—	—
合計	男		1,959	2,577	1,592	941
	女		2,499	3,957	3,093	2,578
	計		4,458	6,534	4,685	3,519

法区分	年齢別		75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳
	性別					
法附則第17条 (第一種健康診断受診者証)	男		1	—	—	—
	女		2	—	—	—
	計		3	—	—	—
法附則第17条 (第二種健康診断受診者証)	男		375	674	484	99
	女		485	1,005	826	317
	計		860	1,679	1,310	416

令和5年3月31日現在（単位：人）

95～99歳	100歳以上	合 計
80	7	5,199
810	145	9,994
890	152	15,193
77	4	965
208	28	1,677
285	32	2,642
4	—	635
48	10	1,175
52	10	1,810
—	—	442
—	—	530
—	—	972
161	11	7,241
1,066	183	13,376
1,227	194	20,617

95～99歳	100歳以上	合 計
—	—	1
—	—	2
—	—	3
3	—	1,635
105	16	2,754
108	16	4,389

## (7) 外国人被爆者等の推移（長崎市居住者分）

令和5年3月31日現在（単位：人）

年度 (末)	中 国	韓 北 朝 鮮	そ の 他	計
61	83	101	9	193
62	81	101	14	196
63	84	104	11	199
平成元	82	101	5	188
2	79	97	4	180
3	77	93	6	176
4	78	98	6	182
5	74	95	13	182
6	74	91	12	177
7	74	93	16	183
8	74	93	6	173
9	63	66	7	136
10	60	62	4	126
11	59	60	8	127
12	56	55	9	120
13	56	51	7	114
14	57	50	4	111
15	56	50	12	118
16	56	51	4	111
17	52	35	4	91
18	50	35	3	88
19	45	32	3	80
20	42	29	3	74
21	40	28	4	72
22	39	24	2	65
23	38	22	1	61
24	38	24	2	64
25	35	23	2	60
26	34	22	2	58
27	27	20	3	50
28	27	19	3	49
29	24	18	3	45
30	23	18	3	44
令和元	22	16	3	41
2	19	15	2	36
3	17	14	2	33
4	15	13	1	29

※ 令和4年度末のその他の1人は米国

## (8) 居住国別在外被爆者数（長崎市交付分）

令和5年3月31日現在（単位：人）

年度 (末)	韓 国	北 米	南 米	そ の 他	計
25	369	118	30	23	540
26	344	116	29	20	509
27	335	112	28	18	493
28	316	105	27	15	463
29	297	102	21	15	435
30	288	93	20	14	415
令和元	283	88	18	12	401
2	272	82	16	10	380
3	250	78	13	10	351
4	236	77	13	8	334

※ 「在外被爆者支援事業」における「保健医療助成事業」の対象国区分に準じてメキシコは北米に含む。

## (9) 全国被爆者健康手帳交付数等

	令和4年度末								
	被爆者健康手帳					健康診断受診者証			合計人
	第1号人	第2号人	第3号人	第4号人	小計人	第一種人	第二種人	小計人	
1 北海道	129	46	16	9	200	1	5	6	206
2 青森	26	4	4	2	36	0	0	0	36
3 岩手	9	0	3	2	14	0	2	2	16
4 宮城	57	17	6	4	84	0	1	1	85
5 秋田	6	3	1	3	13	0	0	0	13
6 山形	6	3	0	0	9	0	1	1	10
7 福島	27	11	4	3	45	0	2	2	47
8 茨城	192	44	18	15	269	7	8	15	284
9 栃木	92	23	12	6	133	1	2	3	136
10 群馬	66	5	5	3	79	0	3	3	82
11 埼玉	885	232	84	121	1,322	6	53	59	1,381
12 千葉	1,106	354	106	144	1,710	10	52	62	1,772
13 東京	2,584	725	273	256	3,838	17	85	102	3,940
14 神奈川	2,044	528	185	182	2,939	13	87	100	3,039
15 新潟	47	7	3	2	59	0	0	0	59
16 富山	19	11	1	2	33	0	0	0	33
17 石川	34	10	5	2	51	0	2	2	53
18 福井	31	6	1	2	40	0	1	1	41
19 山梨	41	8	0	3	52	0	4	4	56
20 長野	57	16	5	8	86	1	3	4	90
21 岐阜	145	48	23	17	233	8	8	16	249
22 静岡	264	60	25	27	376	5	17	22	398
23 愛知	1,022	200	118	98	1,438	11	98	109	1,547
24 三重	157	34	20	18	229	0	14	14	243
25 滋賀	138	55	23	10	226	1	17	18	244
26 京都	441	159	56	42	698	1	17	18	716
27 大阪	2,538	654	282	224	3,698	12	171	183	3,881
28 兵庫	1,566	479	187	138	2,370	27	89	116	2,486
29 奈良	263	97	28	31	419	1	12	13	432
30 和歌山	102	22	7	13	144	1	4	5	149
31 鳥取	62	62	22	5	151	0	2	2	153
32 島根	179	309	37	14	539	0	2	2	541
33 岡山	544	236	88	70	938	6	9	15	953
34 広島	5,680	4,387	3,161	858	14,086	31	23	54	14,140
35 山口	994	420	161	103	1,678	11	19	30	1,708
36 徳島	41	21	6	2	70	0	2	2	72
37 香川	134	32	13	15	194	0	3	3	197
38 愛媛	265	104	28	35	432	4	3	7	439
39 高知	52	14	4	7	77	1	2	3	80
40 福岡	3,372	675	297	232	4,576	32	194	226	4,802
41 佐賀	413	101	67	23	604	6	36	42	646
42 長崎	4,372	1,066	1,851	433	7,722	16	1,289	1,305	9,027
43 熊本	507	82	35	32	656	2	23	25	681
44 大分	252	89	21	26	388	1	9	10	398
45 宮崎	178	50	13	12	253	1	6	7	260
46 鹿児島	287	42	27	24	380	3	8	11	391
47 沖縄	45	17	3	6	71	0	2	2	73
48 広島市	22,003	7,960	7,065	2,346	39,374	72	17	89	39,463
49 長崎市	15,193	2,642	1,810	972	20,617	3	4,389	4,392	25,009
合計	68,667	22,170	16,210	6,602	113,649	312	6,796	7,108	120,757

## 5 被爆者の援護

### (1) 健康診断

#### ア 健康診断の内容等

被爆者援護法に基づいて実施する被爆者の健康診断は、一般検査、精密検査及び収容検査に分かれている。

被爆者及び第一種健康診断受診者証交付者に対する一般検査は、毎年春秋の2回、定期健康診断を行う。精密検査は、一般検査の結果、その必要があると認められた場合に実施する。収容検査は、一般検査の結果医師が必要と認めた場合に短期間収容して行うもので、必要に応じて実施する。また、定期健康診断の他に希望による健康診断が年2回受診でき、そのうち1回をがん検診として受診できる。

第二種健康診断受診者証交付者に対する一般検査は、毎年1回定期健康診断を行う。(精密検査、がん検診は受診できない。)

検査項目は次のとおりで、精密検査はその範囲内で必要と認めるものを行う。

一 般 検 査		精 密 検 査
1 視診、問診、聴診、打診及び触診	が ん 検 診	1 骨髄造血像検査等の血液の検査
2 CRP検査	1 胃がん 問診、胃部エックス線検査 又は胃内視鏡検査	2 肝臓機能検査等の内臓の検査
3 血球数計算	2 肺がん 問診、胸部エックス線検査 喀痰細胞診	3 関節機能検査等の運動器の検査
4 血色素検査	3 乳がん 問診、視診、触診、 乳房エックス線検査	4 眼底検査等の視器の検査
5 尿検査（ウロビリノーゲン、 蛋白、糖、潜血）	4 子宮がん 問診、視診、内診、子宮頸部 及び子宮体部の細胞診 コルポスコプ検査	5 胸部エックス線撮影 検査等のエックス線 検査
6 血圧測定	5 大腸がん 問診、便潜血検査	6 その他必要な検査
7 肝臓機能検査 ※ (AST、ALT、γ-GTP検査法)	6 多発性骨髄腫 問診、血清蛋白分画検査	
8 ヘモグロビンA1c ※	希望により年1回各項目を受診 できる	
※ 7、8は、医師が必要と認める場合に限り行う。		

被爆者健康診断委託料

(7) 一般検査、精密検査

令和5年度

検 査 項 目	
一般検査	5,643 円
肝臓機能検査を実施した場合（加算）	2,079
ヘモグロビンA1c検査を実施した場合（加算）	539
精密検査	7,028
収容検査	39,468

(イ) がん検診

検 査 項 目	
1 胃がん検診	円
・直接撮影を実施した場合	12,240
・間接撮影を実施した場合	7,855
・胃内視鏡検査を実施した場合	16,104
2 肺がん検診	5,050
・喀痰細胞診検査を実施した場合（加算）	3,520
3 乳がん検診	3,168
・乳房X線検査を実施した場合（加算）	6,501
4 子宮がん検診	
・頸部の細胞診検査を実施した場合	6,688
・体部の細胞診検査を実施した場合（加算）	5,720
・コルポスコープ検査を実施した場合（加算）	2,310
5 大腸がん検診	4,356
6 多発性骨髄腫検診	1,628

被爆者健康診断年度別受診状況

a 被爆者健康手帳交付者の健康診断受診状況

年 度	被 爆 者 健 康 手 帳 交 付 者 数 (A) (人)	一 般 検 査 (B) (件)	精 密 検 査 (C) (件)	精 検 率 (C) / (B) (%)	収 容 検 査 (D) (件)
25	35,857	57,497	26,976	46.9	0
26	34,199	53,869	25,376	47.1	0
27	32,547	49,279	23,722	48.1	0
28	30,813	46,172	22,231	48.1	0
29	29,064	42,068	20,212	48.0	0
30	27,405	39,215	18,739	47.8	0
令和元	25,726	35,605	17,106	48.0	0
2	24,054	28,951	13,322	46.0	0
3	22,402	27,039	12,682	46.9	0
4	20,617	24,031	11,434	47.6	0

(注) がん検診は表dに再掲。

b 第一種健康診断受診者証交付者の健康診断受診状況

年 度	第一種健康診断 受診者証交付者数	一 般 検 査	精 密 検 査	精 検 率	収 容 検 査
	(A) (人)	(B) (件)	(C) (件)	(C) / (B)	(D) (件)
25	12	29	14	48.3	—
26	10	18	7	38.9	—
27	8	18	7	38.9	—
28	6	16	8	50.0	—
29	4	9	5	55.6	—
30	4	8	4	50.0	—
令和元	5	8	6	75.0	—
2	4	7	4	57.1	—
3	3	5	3	60.0	—
4	3	8	3	37.5	—

(注) がん検診は表 d に再掲。

c 第二種健康診断受診者証交付者の健康診断受診状況

年 度	第二種健康診断 受診者証交付者数	一 般 検 査	受 診 率
	(A) (人)	(B) (件)	(B) / (A)
30	5,483	4,879	89.0
令和元	5,244	4,631	88.3
2	4,981	4,334	87.0
3	4,699	4,088	87.0
4	4,389	3,754	85.5

d 被爆者がん検診受診状況 (再掲)

年 度	被爆者健康手 帳等交付者数 (A) (人)	が ん 検 診 項 目 (件)						計(B)
		胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性 骨髄腫	大腸がん	
25	35,869 (12)	85 (1)	6,410 (6)	772 (1)	521 (1)	15,112 (7)	3,103 (2)	26,003 (18)
26	34,209 (10)	66 (0)	5,990 (3)	630 (1)	482 (0)	14,444 (5)	2,620 (2)	24,232 (11)
27	32,555 (8)	44 (0)	5,187 (2)	646 (1)	434 (1)	13,192 (6)	2,056 (1)	21,559 (11)
28	30,819 (6)	328 (0)	4,663 (1)	540 (1)	400 (1)	12,423 (5)	1,693 (0)	20,047 (8)
29	29,068 (4)	378 (0)	4,147 (1)	546 (0)	340 (1)	11,205 (2)	1,456 (0)	18,072 (4)
30	27,409 (4)	390 (0)	3,749 (1)	422 (1)	280 (0)	10,573 (2)	1,250 (0)	16,664 (4)
令和元	25,731 (5)	334 (0)	3,281 (1)	402 (1)	273 (0)	9,641 (2)	1,095 (0)	15,026 (4)
2	24,058 (4)	206 (0)	2,641 (1)	224 (0)	135 (0)	8,235 (2)	776 (0)	12,217 (3)
3	22,405 (3)	160 (0)	2,363 (0)	175 (0)	151 (0)	7,640 (2)	692 (0)	11,181 (2)
4	20,620 (3)	175 (0)	1,852 (1)	150 (1)	123 (1)	6,907 (2)	544 (0)	9,751 (5)

(注) ( )内は第一種健康診断受診者証交付者の再掲。



イ 被爆二世健康診断

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多いことから、昭和48年度から広島・長崎4県市、昭和54年度から一般財団法人日本公衆衛生協会が、平成13年度からは各都道府県、広島市及び長崎市が国の委託を受けて実施した。

(ア) 対象者

両親又はそのどちらかが被爆者で昭和21年6月4日（広島被爆は同年6月1日）以降に出生した二世で受診を希望する者。

(イ) 健康診断の内容

健康診断は、一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とするものについて実施する。

一般検査		精密検査	
1	視診、問診、聴診、打診及び触診	1	骨髄造血像検査等の血液の検査
2	CRP検査	2	肝臓機能検査等の内蔵の検査
3	血球数計算	3	関節機能検査等の運動器の検査
4	血色素検査	4	眼底検査等の視器の検査
5	尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血)	5	胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
6	血圧測定	6	その他必要な検査
7	肝臓機能検査 (AST、ALT、 $\gamma$ -GTP 検査法)		
8	ヘモグロビンA1c		
9	血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査		

(ウ) 健康診断の実施状況

年度	申込者数	一般検査受診者数	年度	申込者数	一般検査受診者数
平成3	3,813	2,545	19	4,381	3,647
4	3,270	2,102	20	3,938	3,329
5	3,768	2,603	21	3,710	3,172
6	3,354	2,309	22	3,636	3,108
7	3,110	2,273	23	3,585	3,066
8	3,344	2,387	24	3,561	3,117
9	2,848	2,135	25	3,506	3,043
10	3,339	2,458	26	3,456	3,071
11	4,236	3,214	27	3,396	2,993
12	6,989	5,406	28	3,313	2,953
13	5,979	4,717	29	4,219	3,396
14	6,364	5,128	30	4,422	3,705
15	5,466	4,363	令和元	4,602	3,787
16	5,148	4,086	2	4,571	3,579
17	4,661	3,807	3	4,706	3,880
18	4,626	3,771	4	4,795	3,976

※平成29年度からは申込者数に前年度受診者を含む。(前年度受診者へ事前に受診票を送付し、申込みを不要とした。)

(エ) 被爆二世健康記録簿の発行

被爆二世健康診断の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿」のひな型が、厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室通知（令和2年12月17日付事務連絡）において提示され、長崎市では令和3年度から発行・配布している。

ウ 交通手当の支給

被爆者健康診断の受診の促進を図るため、交通手当が支給される。(昭和35年4月から実施)

支給対象者は、一般検査受診者で往復の交通費が400円以上の者(昭和59年度から実施)及び一般検査の結果、精密検査実施医療機関で精密検査を受診した者で、交通手当は交通費(バス、船、電車)の実費が支給される。(被爆二世健康診断は除く。)

交通手当支給状況

年度	支給件数	金額 (円)	第一種健康診断受診者証交付者分 (再掲)		第二種健康診断受診者証交付者分 (再掲)	
25	17,560 (10,108)	9,077,140 (6,640,910)	11 (4)	6,000 (3,820)	1,160 (1,160)	906,940 (906,940)
26	16,702 (9,550)	8,245,510 (5,931,320)	6 (1)	2,080 (580)	1,144 (1,144)	792,540 (792,540)
27	15,667 (9,431)	8,066,070 (6,041,460)	6 (2)	2,460 (1,180)	1,097 (1,097)	774,700 (774,700)
28	14,396 (8,797)	7,685,190 (5,852,960)	3 (0)	900 (0)	1,068 (1,068)	798,620 (798,620)
29	13,047 (8,029)	6,954,080 (5,331,400)	3 (0)	900 (0)	992 (992)	735,520 (735,520)
30	11,919 (7,199)	6,346,060 (4,830,030)	1 (0)	300 (0)	944 (944)	697,640 (697,640)
令和元	10,805 (7,000)	6,201,550 (4,921,370)	4 (0)	1,280 (0)	921 (921)	728,280 (728,280)
2	7,925 (5,307)	4,614,310 (3,767,220)	0 (0)	0 (0)	785 (785)	639,560 (639,560)
3	7,504 (5,006)	4,362,400 (3,547,960)	1 (0)	320 (0)	721 (721)	586,580 (586,580)
4	6,734 (4,505)	3,951,130 (3,227,540)	1 (1)	600 (600)	650 (650)	531,760 (531,760)

※ ( ) は一般検査受診者分の再掲である。  
第二種健康診断受診者証交付者は一般検査のみ。

エ 健康診断の特例措置

被爆者援護法附則第17条による健康診断の特例措置の対象者には、健康診断が実施されるが、そのうち被爆者援護法施行令別表第三の区域にあった者で、健康診断の結果、次に掲げる障害があると診断された者については、法第1条第3号に該当する者として被爆者健康手帳の交付を受けることができる。(昭和49年10月から実施)

法附則第17条に規定する者の被爆者健康手帳交付者障害別分類

(単位：人)

障 害	年 度						障 害	年 度					
	S49～H29	30	R元	2	3	4		S49～H29	30	R元	2	3	4
造 血 機 能	413	—	—	—	—	—	腎 臓 機 能	55	—	—	—	—	—
肝 臓 機 能	183	—	—	—	—	—	水晶体混濁による視機能	28	—	—	—	—	—
細胞増殖機能	42	—	—	—	—	—	呼吸器機能	22	—	—	—	—	—
内分泌腺機能	244	—	—	—	—	—	運動器機能	1,816	—	—	—	—	—
脳 血 管	41	—	—	—	—	—	潰瘍による消化器機能	78	—	—	—	—	—
循環器機能	954	—	—	—	—	—	計	3,876	—	—	—	—	—

## (2) 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター



### ア 沿革

原爆被爆者の健康の保持及び福祉の推進を図るため、「もりまちハートセンター」6・7階に長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターを設置し、平成4年4月に開所した。

この施設は、被爆者の高齢化に対応し、健康診断にとどまらず、健康教育・健康指導を実施して、被爆者の健康の維持・促進を助長するとともに健康等に関する知識を普及啓発し、被爆者の援護を推進することを目的としている。管理運営は、平成17年度までは財団法人（現公益財団法人）長崎原子爆弾被爆者対策協議会（以下「原対協」）に委託し、平成18年度からは指定管理者制度により、原対協を管理者として指定し運営を行っている。

### イ 施設の概要

所在地	長崎市茂里町2番41号（電話 095-844-3100）
敷地面積	7,000.00m <sup>2</sup>
建物の規模	地下1階 地上8階の6・7階部分 延15,606.96m <sup>2</sup> のうち3,215.55m <sup>2</sup>
館内配置	診察・検査部門 6階 総合受付、放射線受付、処置室、診察室、尿検査室、 心電図室、救急室、胸部撮影室、 骨密度測定・乳房撮影室、超音波検査室、子宮がん診察室、 生化学・血液検査室、婦人科診察室、健診器材倉庫、面談室、 中央検診所所長室、第1医局 7階 洗浄室、地区健診準備室、検診業務処理室、資料室、コンピュータ 室、第2医局、会議室、理事長室、事務局長室、事務室、健康教育 室、調理実習室

### ウ 業務の概要

#### (ア) 業務

- a 健康診断業務
- b 被爆者の援護業務（日常生活支援事業など）

(イ) 健康診断の実施状況（令和4年度）

一 般 検 査

- 1 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
- 2 CRP検査
- 3 血球数計算
- 4 血色素検査
- 5 尿検査
- 6 血圧測定
- 7 AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査
- 8 ヘモグロビンA1c検査

一 般 検 査

（令和4年度）

区 分	検 診 数			
	被爆者健康手帳 交 付 者	第一種健康診断 受診者証交付者	第二種健康診断 受診者証交付者	合 計
巡 回 検 診	人 4,304	人 2	人 1,915	人 6,221
健康管理センター	5,844	1	829	6,674
計	10,148	3	2,744	12,895
令 和 3 年 度 実 績	11,301	3	3,045	14,349
比 較	△ 1,153	0	△ 301	△ 1,454

精 密 検 査

- 1 血液学的検査（白血球分類など）
- 2 生化学検査（肝機能、脂質、腎機能など）
- 3 免疫学的検査（リウマチ因子など）
- 4 胸部X線、腹部X線、腰椎X線
- 5 心電図
- 6 骨密度測定
- 7 血圧脈波検査

精密検査

(単位：人)

区分	精密検査数		
	被爆者健康手帳交付者	第一種健康診断受診者証交付者	計
令和4年度	10,163	3	10,166
令和3年度	11,342	3	11,345
比較	△ 1,179	0	△ 1,179

がん検診

1 肺がん検診	4 乳がん検診
2 多発性骨髄腫検診	5 子宮がん検診
3 大腸がん検診	

がん検診（令和4年度）

(単位：人)

区分	がん検診数		
	被爆者健康手帳交付者	第一種健康診断受診者証交付者	計
肺がん	894	1	895
多発性骨髄腫	6,037	2	6,039
大腸がん	117	0	117
乳がん	87	1	88
子宮がん	55	1	56
計	7,190	5	7,195

障害別分類（健康管理センター取扱分）

(単位：人)

年度	精密検査	障害													
		造血機能	肝臓機能	細胞増殖機能	内分泌腺機能	脳血管	循環器機能	腎臓機能	水晶体混濁による視機能	呼吸器機能	運動器機能	潰瘍による消化器機能	小計	その他（※）	合計
4	10,166	3,658	3,545	3,984	9,020	967	8,716	6,194	3,625	1,176	4,284	168	45,337	3,079	48,416

※ その他は、援護法施行規則第51条に掲げる11項目以外の障害。

(3) 医療の給付

被爆者が負傷又は疾病にかかった場合は、医療の給付が受けられる。被爆者援護法によって行われる医療の給付には、認定疾病に対する医療の給付と、一般疾病の医療費の支給の2種類がある。

ア 認定疾病に対する医療給付（全額国庫負担）

原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病（認定疾病）で厚生労働大臣の認定を受けた者は、厚生労働大臣の指定した医療機関で、全額国費で医療の給付を受けられる。

給付を受けるには、被爆者援護法第11条第1項の規定に基づいて医療認定申請を行い、厚生労働大臣から認定書の交付を受けなければならない。

認定を受けることのできる負傷又は疾病の主なものは、次のとおりである。

- ① 悪性腫瘍（固形がんなど）
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症
- ④ 放射線白内障（加齢性白内障を除く）
- ⑤ 心筋梗塞
- ⑥ 甲状腺機能低下症
- ⑦ 慢性肝炎・肝硬変

認定被爆者数

(単位：人)

年 度	H25	26	27	28	29	30	R 1	2	3	4
認定被爆者数	1,495	1,565	1,555	1,498	1,357	1,308	1,256	1,259	1,115	1,052

認定申請状況

(単位：人)

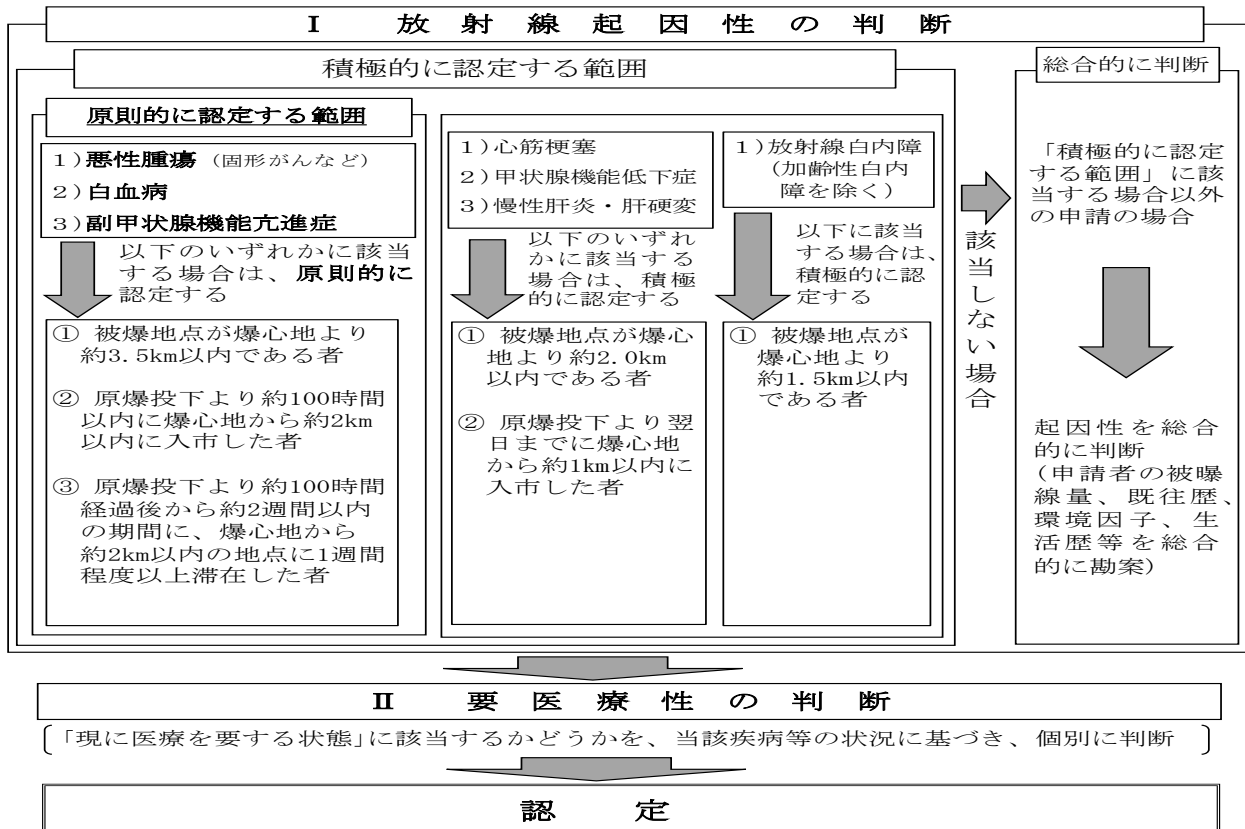
年 度	申 請	認 定	保 留	却 下	取 下	統 合	審 査 中
24	244	153	—	91	—	—	—
25	365	232	—	133	—	—	—
26	321	202	—	119	—	—	—
27	353	220	—	133	—	—	—
28	268	175	—	93	—	—	—
29	277	197	—	80	—	—	—
30	256	184	—	72	—	—	—
R 1	199	147	—	51	1	—	—
2	149	101	—	48	—	—	—
3	174	129	—	44	1	—	—
4	150	86	—	32	—	—	32

新規認定被爆者の疾病分類

(単位：人)

年 度	造血機能障害					内分泌腺機能障害	副腎皮質機能障害	肝臓機能障害	熱傷瘢痕異常	細胞増殖機能障害	眼障害	その他	計
	貧血	白血球減少	出血性素因	白血病	その他								
S32～H20	344	108	94	97	91	69	47	459	112	1,386	44	151	3,002
21	1	—	—	2	2	16	—	1	—	298	3	7	330
22	—	—	—	3	—	8	—	—	—	187	1	4	203
23	—	—	—	1	—	—	—	—	—	169	—	8	178
24	—	—	—	1	—	2	—	—	—	145	—	5	153
25	—	—	—	4	—	6	—	1	—	216	2	3	232
26	—	—	—	7	—	6	—	—	—	182	—	7	202
27	—	—	—	3	4	—	—	2	—	206	—	5	220
28	—	—	—	6	3	6	—	1	—	156	—	3	175
29	—	—	—	2	1	7	—	1	—	180	—	6	197
30	—	—	—	2	1	3	—	—	—	176	—	2	184
R1	—	—	—	1	4	6	—	1	—	134	1	—	147
2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	98	—	1	101
3	—	—	—	2	1	3	—	—	—	122	1	—	129
4	—	—	—	2	1	—	—	—	—	79	—	4	86
計	345	108	94	133	108	134	47	466	112	3,734	52	206	5,539
割合 (%)	6.2	2.0	1.7	2.4	2.0	2.4	0.9	8.4	2.0	67.4	0.9	3.7	100.0

原爆症認定審査における審査の方針（「新しい審査の方針」（平成25年12月16日最終改正））



#### イ 一般疾病医療費の支給（社保等優先）

被爆者援護法第18条の規定により、被爆者が一般疾病（認定疾病以外の疾病）について一般疾病医療機関で医療を受けた場合は、一般疾病医療費が支給される。ただし、健康保険法、共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法）、他の法令により給付がある場合は、それが優先する。

なお、①自己の故意の犯罪行為により病気やけがをした場合、②闘争、泥酔又は著しい不行跡によって病気やけがをした場合、③故意又は重大な過失によって病気やけがをした場合、④医師の療養に関する指示に従わなかったときは一般疾病医療費の全部又は一部の支給を受けられない。また、このほか、遺伝性の病気、先天性の病気、原爆以前にかかった精神病、かるいむし菌などこれらの病気については、原子爆弾の放射線との関連がないので、一般疾病医療費の給付を受けられない。

#### ウ 医療費の償還払い（立て替え払いの精算）

被爆者が認定疾病又は一般疾病について医療を受ける場合には、認定書又は被爆者健康手帳を、その指定を受けている病院、医院等へ持参していただくのが原則であるが、事情によって、医療費の償還払いの場合がある。たとえば、

- ① 指定医療機関及び一般疾病医療機関以外で医療を受けた場合
- ② 指定医療機関及び一般疾病医療機関で、医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージなどの施術又は治療用器具（コルセットなど）の支給を受けた場合
- ③ 柔道整復の施術を受けた場合
- ④ 厚生労働大臣の認定書、又は被爆者健康手帳を持ち合わせていなかった場合
- ⑤ 急病又は旅行中などでやむを得ず近くの指定を受けていない医療機関で医療を受けた場合

以上のような場合は、本人が医療機関から請求された費用を支払い、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて市を経由し、県知事に申請すれば、払いもどしを受けることができる。

この場合、必ずしも医療機関に支払った額がそのまま払いもどされるのではなく、医療内容などを審査して、本人が支払った額の範囲内で払いもどされる。

#### エ 介護保険の一部負担金に対する支給

被爆者が介護保険によるサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割、2割ないし3割が自己負担となるが、次のサービスでは、この自己負担分が生じない制度がある。

<医療系サービス>

- ①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護、⑥介護老人保健施設サービス、⑦介護療養型医療施設サービス、⑧介護予防訪問看護、⑨介護予防訪問リハビリテーション、⑩介護予防居宅療養管理指導、⑪介護予防通所リハビリテーション、⑫介護予防短期入所療養介護、⑬介護医療院については、一般疾病医療費の給付



と同様に国が代わって支払う。また、一般疾病医療費と同様に、医療費の償還払いの制度がある。

#### <福祉系サービス>

長崎市では、市内の被爆者の方が「介護保険等利用被爆者助成事業」（62ページに掲載）のサービスを利用した場合の自己負担や県内の養護老人ホームに入所した場合の費用負担に対して助成を行っている。ただし、令和3年度から、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護も助成対象となった。

#### オ 指定医療機関と一般疾病医療機関

指定医療機関は、都道府県知事の指定した病院、診療所、薬局等であり、認定患者の診察、薬剤の支給、治療、看護等被爆者の医療の給付を行っており、認定患者の負傷又は疾病の特殊性からして設備の十分整っているものが指定されている。

一般疾病医療機関は、被爆者の医療を担当する機関として都道府県知事が指定する病院、診療所、薬局等をいい、指定医療機関と異なり、その設備及び一般能力に特別な条件が付されておらず、被爆者の便宜のためにできるだけ広範囲に指定されている。

なお、国は指定医療機関の診療報酬の支払い及び一般疾病医療機関の一般疾病医療費の支払いを所在地の都道府県社会保険診療報酬支払基金事務所等に委託している。

#### 一般疾病医療機関の状況（長崎市内分）

令和5年3月31日現在（単位：件）

病院	診療所	歯科	訪問看護 ステーション	計	薬局	介護老人 保健施設等	合計
40	450	266	49	805	278	11	1,094

#### (4) 手当等の支給

被爆者援護法に基づき支給される手当としては、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の6つの手当と葬祭料があり、これらの手当は、被爆者の方々が原子爆弾の傷害作用のために生活の面で不自由していたり、原子爆弾に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いことに配慮して設けられたものである。

それぞれの手当を簡単に説明すると、医療特別手当及び特別手当は、原子爆弾の傷害作用による病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた、健康上、生活上もっとも深刻な条件下にある人に、原子爆弾小頭症手当は、原子爆弾の影響による小頭症の人に、健康管理手当は、一定の疾病にかかっているため日頃から健康上の注意をしなければならない被爆者に支給され、また、保健手当は、近距離で直接被爆した人に、日頃から健康上の注意を払うことができるように支給される。

このほか、介護手当は、主に被爆者が身体上の障害などによって身のまわりの世話をする人を雇ったための出費にあてようとするものであり、葬祭料は被爆者が死亡したときに支給される。

なお、支給金額等詳細は次頁のとおりである。

ア 手当等の支給種別・支給金額等

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		
医療特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人(認定被爆者)で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人		
特別手当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人		
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人		
健康管理手当	<p>次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人</p> <p>1 造血機能障害 再生不良性貧血・鉄欠乏性貧血など</p> <p>2 肝臓機能障害 肝硬変など(アルコール性・ウイルス性を除く)</p> <p>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん)など</p> <p>4 内分泌腺機能障害 糖尿病・甲状腺機能低下症・甲状腺機能亢進症など</p> <p>5 脳血管障害 くも膜下出血・脳出血・脳梗塞など</p> <p>6 循環器機能障害 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患など</p> <p>7 腎臓機能障害 ネフローゼ症候群・慢性腎炎・慢性腎不全・慢性糸球体腎炎など</p> <p>8 水晶体混濁による視機能障害 白内障(先天性・糖尿病性を除く)</p> <p>9 呼吸器機能障害 肺気腫・慢性間質性肺炎・肺線維症など</p> <p>10 運動器機能障害 変形性関節症・変形性脊椎症など</p> <p>11 潰瘍による消化器機能障害 胃潰瘍・十二指腸潰瘍など</p>		
保健手当	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	
		上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	
介護手当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	費用を支出して介護を受けたとき 〔費用介護〕	重度障害 中度障害
		重度障害で費用を支出しないで介護を受けているとき〔家族介護〕	
葬祭料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行う人(死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合を除く)		

支給金額	申請に必要な書類	
月額 145,420円	(共通のもの) ①被爆者健康手帳 ②申請者の預金通帳	①医療特別手当認定申請書 ②診断書(医療特別手当用)
月額 53,700円		①特別手当認定申請書
月額 50,050円		①原子爆弾小頭症手当認定申請書 ②診断書(原子爆弾小頭症手当用)
月額 35,760円		①健康管理手当認定申請書 ②診断書(健康管理手当用)  かかりつけの病院、医院などで診断
月額 35,760円		①保健手当額改定申請書 (ア)、(イ)共通 ②診断書(保健手当用) (ア)のみ ③イ. 本人の戸籍とう本又は抄本 (イ)のみ ロ. 本人の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍とう本又は抄本 ハ. 本人と同居している人がいないことを明らかにすることができる書類
月額 17,940円		①保健手当認定申請書 ②爆心地から2キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類又は当該事実についての申立書
月額 105,800円以内 (下限額 22,830円)		①介護手当支給申請書 ②診断書(介護手当用) ③介護申立書 ④介護料の支払いを証する書類(領収証)
月額 70,520円以内		
月額 22,830円	①介護手当支給申請書 ②介護手当継続支給申請書 ③診断書(介護手当用) ④介護申立書	
212,000円	①葬祭料支給申請書 ②死亡診断書又は死体検案書(コピー可) ③各種手当証書(受給者のみ) 医療特別手当受給者については証書と認定書 ④会葬御礼のハガキ又は葬儀社の領収書	

イ 手当等支給状況

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	受給者 (年度末)	延支給 件 数	支給金額	受給者 (年度末)	延支給 件 数	支給金額	受給者 (年度末)	延支給 件 数	支給金額
医 療 特 別 手 当	人 1,259 (36)	件 15,424 (438)	円 2,178,627,080 (62,592,060)	人 1,115 (34)	件 13,896 (413)	円 1,964,821,530 (59,630,620)	人 1,052 (32)	件 13,032 (384)	円 1,839,857,540 (55,627,100)
特 別 手 当	348 (8)	4,377 (114)	229,789,200 (5,982,000)	428 (9)	5,197 (112)	272,842,500 (5,880,000)	421 (9)	5,257 (109)	275,466,800 (5,711,600)
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 康 管 理 手 当	22,175 (314)	275,548 (3,891)	9,635,908,760 (136,101,640)	20,599 (281)	256,219 (3,524)	8,959,978,430 (123,479,070)	18,898 (265)	236,932 (3,273)	8,268,928,270 (114,821,840)
保 健 手 当	57	696	14,892,060	48	639	13,439,100	45	556	11,400,400
※ 介 護 手 当	147	2,642	103,580,850	152	2,527	110,590,739	139	2,372	106,242,869
	366	6,167	137,246,760	388	6,564	146,249,290	385	6,053	134,825,230
葬 祭 料	—	1,585 (12)	331,250,000 (2,508,000)	—	1,599 (26)	338,562,000 (5,479,000)	—	1,731 (16)	366,963,000 (3,389,000)
計	24,352 (358)	306,439 (4,455)	12,631,294,710 (207,183,700)	22,730 (324)	286,641 (4,075)	11,806,483,589 (194,468,690)	20,940 (306)	265,933 (3,782)	11,003,684,109 (179,549,540)

注 ( )は、在外被爆者を再掲  
 ※ (上段)費用介護 (下段)家族介護

ウ 在外被爆者の手当受給者数の推移

年度 (末)	韓 国	北 米	南 米	そ の 他	計
28	317	82	22	11	432
29	297	83	18	11	409
30	288	77	17	11	393
令和元	282	70	15	10	377
2	273	64	13	8	358
3	250	55	11	8	324
4	236	54	10	6	306

※国名は国籍ではなく、居住国。なお、「在外被爆者支援事業」における「保健医療助成事業」の対象国区分に準じてメキシコは北米に含む。

エ 手当等の支給推移

(単位：円)

区 分		年 度														
		昭和 35～39	40～41	42	43	44	45～46	47	48	49	50	51	52	53	54	
支 給 額	医療特別手当															
	特 別 手 当	認定疾病が治ゆ していない者 A				※ 10,000	10,000	10,000	10,000	11,000	15,000	24,000	27,000	30,000	33,000	60,000
		同上の者で所得が 多い者 B					※ 5,000	5,000	5,500	5,500	7,500	12,000	13,500	15,000	16,500	30,000
		認定疾病が治ゆ している者 C									※ 7,500	12,000	13,500	15,000	16,500	30,000
	医 療 手 当	入院8日以上又は通院 3日以上若しくは入院 通院それぞれ1日以上	※(35) 2,000	3,000	3,400	5,000	5,000	5,000	6,000	7,000	9,500	14,000	15,500	17,000	18,500	22,000
		入院8日未満又は 通院3日未満	※(35) 1,000	1,500	1,700	3,000	3,000	3,000	4,000	5,000	7,500	12,000	13,500	15,000	16,500	20,000
	原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当															
	健 康 管 理 手 当					※ 3,000	3,000	3,000	4,000	5,000	7,500	12,000	13,500	15,000	16,500	20,000
	保 健 手 当	加 算 分														
		一 般 分										※ 6,000	6,800	7,500	8,300	10,000
介 護 手 当	介護日数20日以上				※ 9,000	9,000	10,000	10,000	10,000	18,000	23,000	26,000	28,000	29,000	30,000	
	介護日数10～19日まで						※(45) 7,500	7,500	7,500	13,500	17,250	19,500	21,000	21,750	22,500	
	介護日数9日まで						※(45) 5,000	5,000	5,000	9,000	11,500	13,000	14,000	14,500	15,000	
	家族等による介護										※ 4,000	5,000	5,500	6,250	8,000	
葬 祭 料					※ 10,000	10,000	16,000	16,000	22,000	33,000	44,000	62,000	74,000	80,000		

(注) ※印は創設年度を示す。

(単位：円)

区 分		35～37	38～39	40～42	43	44	45～46	47	48	49	50	51	
所 得 制 限	特 別 手 当				17,200	17,200	29,200	48,400	71,070	80,000	117,500	183,800	
	上 表 に 該 当 す る 者						22,700	37,000	54,700	77,300	86,500	125,000	195,000
	医 療 手 当	本人 0 配偶者等 5,660	本人1,640 配偶者等 5,660	本人 配偶者とも 17,200	17,200	17,200	29,200	48,400	71,070	80,000	117,500	183,800	
	健 康 管 理 手 当				17,200	17,200	29,200	48,400	71,070	80,000	117,500	183,800	
	保 健 手 当										117,500	183,800	
介 護 手 当				17,200	17,200	29,200	48,400	71,070	80,000	117,500	183,800		

(注) ①特別手当のA、B及び医療手当については、昭和56年8月1日で廃止された。  
②上表の医療特別手当、原子爆弾小頭症手当については所得制限がない。

区 分		年 度														
		55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	
支 当	医療特別手当		※ 98,000	102,400	102,400	104,400	108,000	110,800	111,600	112,000	115,600	118,260	121,840	125,890	127,970	
	特 別 手 当	認定疾病が治ゆ していない者 A	67,500	8月に 廃止												
		同上の者で所得 が多い者 B	33,750	8月に 廃止												
		認定疾病が治ゆ している者 C	33,800	36,000	37,700	37,700	38,400	39,800	40,800	41,100	41,300	42,600	43,580	44,900	46,390	47,160
	医 療 手 当	入院8日以上又は通院 3日以上若しくは入院 通院それぞれ1日以上	24,500	8月に 廃止												
		入院8日未満又は 通院3日未満	22,500	8月に 廃止												
	給	原子爆弾小頭症手当		※ 33,600	35,100	35,100	35,800	37,100	38,100	38,400	38,500	39,800	40,720	41,950	43,340	44,060
		健康管理手当	22,500	24,000	25,100	25,100	25,600	26,500	27,200	27,400	27,500	28,400	29,050	29,930	30,930	31,440
		保 健 手 当	加 算 分		※ 24,000	25,100	25,100	25,600	26,500	27,200	27,400	27,500	28,400	29,050	29,930	30,930
	一 般 分		11,300	12,000	12,600	12,600	12,800	13,300	13,600	13,700	13,800	14,200	14,530	14,970	15,460	15,720
額	介 護 手 当	介護日数20日以上	30,900	1,605 ×日数	1,680 ×日数	1,680 ×日数	1,790 ×日数	1,825 ×日数	1,870 ×日数	1,910 ×日数	1,930 ×日数	1,970 ×日数	2,025 ×日数	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度
		介護日数10～19日 まで	23,180											94,500	98,100	101,030
	介護日数9日まで	15,450	32,100 (限度額)	33,600 (限度額)	33,600 (限度額)	35,800 (限度額)	36,500 (限度額)	37,400 (限度額)	38,200 (限度額)	38,600 (限度額)	39,400 (限度額)	40,500 (限度額)	40,500 (限度額)	中度 63,000	中度 65,400	中度 67,350
	家族等による介護	9,250	10,000	10,550	10,550	10,800	11,250	11,550	11,650	11,700	12,100	12,380	19,130	19,770	20,090	
	葬 祭 料	85,000	97,000	97,000	105,000	105,000	113,000	113,000	119,000	119,000	127,000	130,000	130,000	140,000	142,000	

(注) ※印は創設年度を示す。  
平成6年度支給額下段は6年10月1日改正額、また、平成25年度支給額下段は25年10月1日改正額。

区 分		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	
所 得 制 限	特 別 手 当	上表A又はC に該当する者	233,600	354,300	436,800	492,600	578,100	641,500	698,100	792,300	811,700	877,000	953,500	848,000	798,000	838,200
		上表のBに 該当する者	252,100	380,400	470,100	530,900	647,500									
	医 療 手 当	233,600	354,300	436,800	492,600	578,100										
	健 康 管 理 手 当	233,600	354,300	436,800	492,600	578,100	641,500	698,100	792,300	811,700	877,000	953,500	848,000	798,000	838,200	
	保 健 手 当	233,600	354,300	436,800	492,600	578,100	641,500	698,100	792,300	811,700	877,000	953,500	848,000	798,000	838,200	
介 護 手 当	233,600	354,300	436,800	492,600	578,100	641,500	698,100	792,300	811,700	877,000	953,500	848,000	798,000	838,200		

(単位：円)

6	7	8	9	10	11	12~13	14	15	16~17	18~19	20~21	22	23	24	25	26	27
129,700 135,400	136,350	136,350	136,350	138,790	139,600	139,600	139,600	138,380	137,840	137,430	137,430	137,430	136,890	136,480	136,480 135,540	135,130	138,380
47,800 50,000	50,350	50,350	50,350	51,250	51,550	51,550	51,550	51,100	50,900	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400 50,050	49,900	51,100
44,660 46,600	46,930	46,930	46,930	47,770	48,050	48,050	48,050	47,630	47,440	47,300	47,300	47,300	47,110	46,970	46,970 46,650	46,510	47,630
31,860 33,300	33,530	33,530	33,530	34,130	34,330	34,330	34,330	34,030	33,900	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570 33,330	33,230	34,030
31,860 33,300	33,530	33,530	33,530	34,130	34,330	34,330	34,330	34,030	33,900	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570 33,330	33,230	34,030
15,930 16,700	16,820	16,820	16,820	17,120	17,220	17,220	17,220	17,070	17,000	16,950	16,950	16,950	16,880	16,830	16,830 16,720	16,670	17,070
(限度額) 重度 103,050	(限度額) 重度 104,180	(限度額) 重度 105,080	(限度額) 重度 105,980	(限度額) 重度 107,100	(限度額) 重度 108,000	(限度額) 重度 108,300	(限度額) 重度 108,300	(限度額) 重度 106,100	(限度額) 重度 104,970	(限度額) 重度 104,590	(限度額) 重度 104,960	(限度額) 重度 104,730	(限度額) 重度 104,530	(限度額) 重度 104,290	(限度額) 重度 104,290	(限度額) 重度 104,290	(限度額) 重度 104,570
中度 68,700	中度 69,450	中度 70,050	中度 70,650	中度 71,400	中度 72,000	中度 72,200	中度 72,200	中度 70,730	中度 69,970	中度 69,720	中度 69,960	中度 69,810	中度 69,680	中度 69,520	中度 69,520	中度 69,520	中度 69,710
20,370 21,300	21,410	21,410	21,410	21,780	21,920	21,920	21,920	21,720	21,650	21,570	21,570	21,570	21,500	21,420	21,420 21,270	21,210	21,720
149,000	149,000	166,000	171,000	175,000	176,000	179,000	189,000	189,000	193,000	199,000	199,000	201,000	201,000	201,000	201,000	206,000	206,000

(単位：円)

3	4	5	6	7
2,950,000	3,227,600	3,473,200	3,565,600	※ 3,607,600
2,950,000	3,227,600	3,473,200	3,565,600	※ 3,607,600
2,950,000	3,227,600	3,473,200	3,565,600	※ 3,607,600
2,950,000	3,227,600	3,473,200	3,565,600	※ 3,607,600

※被爆者援護法の施行（平成7年7月1日）に伴い所得制限は廃止。

(単位：円)

区 分		年 度								
		28	29	30	令和 元	2	3	4	5	
支 給	医療特別手当	139,460	139,330	140,000	141,360	142,170	142,170	141,900	145,420	
	特 別 手 当	認定疾病が治ゆ していない者 A								
		同上の者で所得 が多い者 B								
		認定疾病が治ゆ している者 C	51,500	51,450	51,700	52,200	52,500	52,500	52,400	53,700
	医 療 手 当	入院8日以上又は通院 3日以上若しくは入院 通院それぞれ1日以上								
		入院8日未満又は 通院3日未満								
	原子爆弾小頭症手当	48,000	47,950	48,180	48,650	48,930	48,930	48,840	50,050	
	健康管理手当	34,300	34,270	34,430	34,770	34,970	34,970	34,900	35,760	
	保 健 手 当	加 算 分	34,300	34,270	34,430	34,770	34,970	34,970	34,900	35,760
		一 般 分	17,200	17,180	17,270	17,440	17,540	17,540	17,500	17,940
介 護 手 当	介護日数20日以上	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	(限度額) 重度	
	介護日数10～19日 まで	104,950	105,130	105,290	105,460	105,560	105,560	105,560	105,800	
	介護日数9日まで	中度	中度	中度	中度	中度	中度	中度	中度	
	69,960	70,080	70,190	70,300	70,360	70,360	70,360	70,520		
家族等による介護	21,900	21,870	21,980	22,190	22,320	22,320	22,280	22,830		
葬 祭 料	206,000	206,000	206,000	206,000 ※ 209,000	209,000	212,000	212,000	212,000	212,000	

(注) 令和元年度支給額下段は元年10月1日改正額。



才 医療特別手当障害・年齢別分類

区 分		総 数	75 ～ 79歳	80 ～ 84歳	85 ～ 89歳
造 血 機 能 障 害	男	2	-	1	-
	女	7	-	-	1
	計	9	-	1	1
肝 臓 機 能 障 害	男	2	1	1	-
	女	2	1	-	1
	計	4	2	1	1
細 胞 増 殖 機 能 障 害	男	526	153	182	121
	女	424	91	134	96
	計	950	244	316	217
内 分 泌 腺 機 能 障 害	男	14	3	5	3
	女	38	5	10	11
	計	52	8	15	14
脳 血 管 障 害	男	-	-	-	-
	女	1	1	-	-
	計	1	1	-	-
循 環 器 機 能 障 害	男	15	4	6	2
	女	6	-	-	2
	計	21	4	6	4
腎 臓 機 能 障 害	男	-	-	-	-
	女	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害	男	-	-	-	-
	女	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
呼 吸 器 機 能 障 害	男	-	-	-	-
	女	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
運 動 器 機 能 障 害	男	1	-	-	1
	女	-	-	-	-
	計	1	-	-	1
潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害	男	-	-	-	-
	女	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
熱 傷 癒 痕 異 常	男	3	1	1	-
	女	2	-	1	-
	計	5	1	2	-
近 距 離 早 期 胎 内 群 被 爆 症 候	男	-	-	-	-
	女	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
外 傷	男	1	-	-	-
	女	8	-	1	-
	計	9	-	1	-
総 数	男	564	162	196	127
	女	488	98	146	111
	計	1,052	260	342	238

令和5年3月31日現在（単位：人）

90～94歳	95～99歳	100～104歳
1	-	-
3	2	1
4	2	1
-	-	-
-	-	-
-	-	-
58	12	-
79	22	2
137	34	2
3	-	-
10	2	-
13	2	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
3	-	-
3	1	-
6	1	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
1	-	-
1	-	-
2	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
1	-	-
6	1	-
7	1	-
67	12	-
102	28	3
169	40	3

力 健康管理手当障害・年齢別分類

区 分		総 数	76 ～ 79歳	80 ～ 84歳	85 ～ 89歳
造 血 機 能 障 害	男	12	5	5	2
	女	25	8	8	5
	計	37	13	13	7
鉄 欠 乏 性 貧 血 (再掲)	男	5	2	3	-
	女	12	5	2	3
	計	17	7	5	3
肝 臓 機 能 障 害	男	215	74	87	28
	女	196	45	59	50
	計	411	119	146	78
細 胞 増 殖 機 能 障 害	男	81	28	20	21
	女	195	50	57	40
	計	276	78	77	61
内 分 泌 腺 機 能 障 害	男	501	159	181	106
	女	713	139	216	178
	計	1,214	298	397	284
脳 血 管 障 害	男	107	35	33	24
	女	98	16	26	24
	計	205	51	59	48
循 環 器 機 能 障 害	男	1,529	363	513	353
	女	3,371	567	929	764
	計	4,900	930	1,442	1,117
腎 臓 機 能 障 害	男	23	10	7	4
	女	48	17	13	9
	計	71	27	20	13
水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害	男	42	12	20	1
	女	77	18	24	11
	計	119	30	44	12
呼 吸 器 機 能 障 害	男	41	17	16	2
	女	43	9	18	9
	計	84	26	34	11
運 動 器 機 能 障 害	男	3,858	987	1,409	879
	女	7,701	1,404	2,359	1,816
	計	11,559	2,391	3,768	2,695
潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害	男	17	10	4	2
	女	5	4	1	-
	計	22	14	5	2
総 数	男	6,426	1,700	2,295	1,422
	女	12,472	2,277	3,710	2,906
	計	18,898	3,977	6,005	4,328

令和5年3月31日現在（単位：人）

90～94歳	95～99歳	100～104歳	105～109歳
-	-	-	-
1	2	1	-
1	2	1	-
-	-	-	-
-	2	-	-
-	2	-	-
22	4	-	-
34	8	-	-
56	12	-	-
9	3	-	-
36	9	2	1
45	12	2	1
47	8	-	-
112	58	10	-
159	66	10	-
13	1	1	-
26	4	2	-
39	5	3	-
246	52	2	-
714	325	69	3
960	377	71	3
1	1	-	-
5	4	-	-
6	5	-	-
8	1	-	-
15	8	1	-
23	9	1	-
6	-	-	-
4	2	1	-
10	2	1	-
501	78	4	-
1,441	591	86	4
1,942	669	90	4
1	-	-	-
-	-	-	-
1	-	-	-
854	148	7	-
2,388	1,011	172	8
3,242	1,159	179	8

キ 健康管理手当年度別・障害別分類

各年度3月31日現在 (単位：人)

区 分	30 年 度		令 和 元 年 度		2 年 度		3 年 度		4 年 度	
	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比	受給者数	構成比
1 造 血 機 能 障 害	57	0.2	52	0.2	51	0.2	40	0.2	37	0.2
2 肝 臓 機 能 障 害	567	2.2	523	2.2	488	2.2	454	2.2	411	2.2
3 細胞増殖機能障害	405	1.6	362	1.5	334	1.5	307	1.5	276	1.5
4 内分泌腺機能障害	1,756	7.0	1,607	6.8	1,482	6.7	1,359	6.6	1,214	6.4
5 脳 血 管 障 害	326	1.3	294	1.3	262	1.3	239	1.2	205	1.1
6 循環器機能障害	6,830	27.0	6,332	26.8	5,856	26.4	5,397	26.2	4,900	25.9
7 腎 臓 機 能 障 害	91	0.4	91	0.4	86	0.4	78	0.4	71	0.4
8 水晶体混濁による 視機能障害(白内障)	163	0.7	151	0.6	149	0.7	134	0.6	119	0.6
9 呼吸器機能障害	123	0.5	113	0.5	103	0.5	96	0.5	84	0.4
10 運動器機能障害	14,921	59.0	14,111	59.6	13,333	60.0	12,471	60.5	11,559	61.2
11 潰瘍による消化器 機 能 障 害	32	0.1	31	0.1	31	0.1	24	0.1	22	0.1
計	25,271	100.0	23,667	100.0	22,175	100.0	20,599	100.0	18,898	100.0

ク 特別葬祭給付金交付等状況

(平成10年3月31日現在)

	件数	内訳
来庁者延人数	52,762	(対策室) 39,092 人
		(NBC別館) 7,977
		(巡回) 5,693
請求受付件数	34,179	(対策室) 24,683
		(NBC別館) 7,145
		(巡回) 2,351
審査件数	34,179	(認定) 33,385
		(却下) 733
		(取下げ) 61
国債交付件数	33,385	(直接交付) 2
		(代理交付) 33,383

ケ 死亡者に対する被爆者の割合 (単位:人)

(単位:人)

年度別	死亡者数	被爆者数	構成比
9	3,269	1,278	39.1
10	3,287	1,407	42.8
11	3,310	1,292	39.0
12	3,260	1,220	37.4
13	3,376	1,280	37.9
14	3,539	1,286	36.3
15	3,525	1,332	37.8
16	3,867	1,354	35.0
17	4,221	1,442	34.2
18	4,414	1,434	32.5
19	4,524	1,566	34.6
20	4,535	1,496	33.0
21	4,565	1,529	33.5
22	4,911	1,589	32.4
23	4,858	1,579	32.5
24	4,889	1,649	33.7
25	5,050	1,674	33.1
26	4,971	1,604	32.3
27	4,863	1,618	33.3
28	5,128	1,670	32.6
29	5,293	1,723	32.6
30	5,170	1,591	30.8
令和元	5,170	1,640	31.7
2	5,267	1,623	30.8
3	5,529	1,612	29.2
4	5,995	1,750	29.2

月別	死亡者数	被爆者数	構成比
4	412	139	33.7
5	497	158	31.8
6	450	105	23.3
7	450	130	28.9
8	550	152	27.6
9	505	138	27.3
10	449	152	33.9
11	462	132	28.6
12	529	168	31.8
1	620	194	31.3
2	514	139	27.0
3	557	143	25.7
計	5,995	1,750	29.2

(5) 福祉事業

ア 相談事業

(7) 被爆者相談員による相談

原爆被爆者に対して適切な指導助言を行い原爆被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図るため、昭和53年4月より被爆者相談員(保健師)を配置して被爆者の健康・医療・生活等の相談事業を実施。業務の内容は次のとおりである。

a 一般相談指導 被爆者すべてを対象として、次の相談指導を行う。

- ① 健康の保持、増進、療養生活指導等の健康相談
- ② 生活福祉、原爆関係諸手続等に関する相談
- ③ 施設に入所を希望する被爆者に対して施設入所の相談

b 訪問相談指導

被爆者のうち、要介護状態にある者等の世帯を訪問し、健康・医療・生活の相談を行い、健康の保持及び福祉の向上を図る。

(4) 家庭訪問相談員による(訪問)相談

平成26年10月より家庭訪問相談員(介護支援専門員等)を配置して介護を要するなど原爆症・医療特別手当、介護手当などの各種申請手続きが困難な被爆者に対し、相談員が家庭を訪問して相談に応じている。令和4年度に相談から申請に至った人数は、原爆症1人、介護手当24人であった。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予防の観点から訪問に限らず電話による対応を行っている。

相談事業の実施状況

(単位：件)

区分 年度		健康 相談	医療 相談	生活 福祉の 相談	原爆関係 諸手続き の相談	(うち原 爆症認 定関係)	被爆者 の子の 相談	ホーム 入所 相談	その他 の相談	計	合 計
30	所内	1,506 (8)	88 (5)	1,293 (20)	713 (124)	8 (5)	2 (1)	1,195 (2)	211 (159)	5,008 (319)	5,753 (831)
	所外	127 (109)	79 (69)	155 (127)	136 (130)	24 (24)	1 (1)	179 (10)	68 (66)	745 (512)	
令和元	所内	943 (6)	419 (5)	1,145 (5)	1,243 (320)	1 (1)	0 (0)	1,516 (0)	132 (11)	5,398 (347)	6,494 (1,239)
	所外	231 (187)	208 (186)	254 (193)	323 (306)	9 (9)	0 (0)	40 (0)	40 (20)	1,096 (892)	
2	所内	1,468 (64)	928 (62)	1,592 (69)	1,072 (326)	1 (0)	3 (0)	1,554 (1)	51 (0)	6,668 (522)	7,093 (840)
	所外	107 (78)	96 (78)	114 (78)	93 (82)	1 (0)	0 (0)	15 (2)	0 (0)	425 (318)	
3	所内	1,854 (352)	1,359 (352)	1,751 (352)	1,041 (352)	6 (0)	3 (0)	1,535 (2)	63 (0)	7,606 (1,410)	7,881 (1,410)
	所外	74 (0)	52 (0)	75 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	69 (0)	1 (0)	275 (0)	
4	所内	2,016 (242)	1,071 (242)	1,520 (242)	642 (326)	8 (85)	0 (0)	1,759 (0)	84 (0)	7,092 (1,052)	7,416 (1,052)
	所外	88 (0)	60 (0)	85 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	75 (0)	11 (0)	324 (0)	

イ 原爆被爆者特別事業

(ア) 生きがづくり事業

被爆者が心身共に健全で生きがいのある人生を送るため、長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター等において健康教室を開催し、自ら健康管理ができるよう指導援助している。

健康教室開催状況（令和4年度）

区 分	開 催 回 数 (回)	参 加 者 数 (人)
疾 病 予 防 教 室	1	5
健 康 づ く り 教 室	1	5
自 主 グ ル ー プ 活 動 支 援	123	830
計	125	840

※ 感染状況が落ち着いている時期に教室、自主グループともに、感染対策をしながら実施。

(イ) 健康テレホンサービス事業

在宅一人暮らしの被爆者が孤立化して身体的・精神的に健康を害しないよう、専門の相談員（保健師等）が電話により健康・生活両面の状況を把握し、関係機関と連携を取りながら支援を行うことを目的に平成8年10月より実施している。

a 事業内容

市庁舎13階 原爆被爆対策部援護課内 毎週月曜日から金曜日まで

- (a) 相談員（保健師等）が在宅一人暮らしの被爆者へ電話をかけて健康・生活状況を把握し相談に応じる。
- (b) 援助が必要な被爆者に対し、関係機関との連絡・調整を行い対応する。

b 相談の実施状況

（単位：件）

区 分 年 度	健 康 の 相 談	医 療 の 相 談	生 活 福 祉 の 相 談	原 爆 関 係 手 続 き の 相 談	被 爆 者 の 子 の 相 談	ホ ー ム 入 所 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
R 2	1,107	79	1,103	7	0	5	4	2,305
3	1,025	12	1,020	0	0	0	4	2,061
4	886	28	881	0	0	3	3	1,801

(ウ) 日常生活支援事業（ふれあい昼食会）

在宅一人暮らしの被爆者に食事会（食事代は自己負担）やレクリエーションなどを通してふれあいの場を提供し、一人暮らし被爆者の健康の維持増進・生きがづくりを行う。

また、自立した被爆者においては要援護被爆者との交流を通してボランティアの精神を学ぶ機会とし、健康の維持増進、生きがづくりができることを目的として実施している。

a 実施場所及び実施内容

(a) 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

在宅一人暮らしで、手助けがなければ一人では外出できない要援護被爆者を対象にふれあい昼食会を実施する。調理・送迎などには被爆者のボランティアがあたる。

実施は公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会に委託（平成13年4月～）

(b) その他の施設

在宅一人暮らしで、自分で外出ができる被爆者を対象にふれあい昼食会とレクリエーションなどを行い交流する。実施は公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会に委託（平成10年2月～）し、近くのバス停まで送迎を行う。平成24年3月までは「原爆被爆者療養センター『立



山荘』(平成24年3月31日閉館)」で実施。平成24年4月からは市内の民間施設(「稲佐山温泉ホテルアマンディ」)で実施している。

b 実施状況

区分 年度	健康管理センター		その他の施設	
	回数(回)	参加人数(人)	回数(回)	参加人数(人)
令和2	6	53	69	674
3	6	49	106	959
4	12	70	178	1,635

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度と令和3年度は事業を中止した月がある。

ウ 養護事業

(7) 養護ホーム

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上若しくは精神上又は環境上の理由により養護を必要とし、かつ養護を受けることが困難な被爆者を受入れ養護することを目的とする。

施設及び入所状況

a 恵の丘長崎原爆ホーム 定員50人

b 入所措置状況 令和5年3月31日現在(単位:人)

区 分	男		女		計	
	市	県	市	県	市	県
一般養護ホーム	3	3	40	4	43	7

※ 「市」及び「県」は、各々「長崎市」、「長崎県」で措置した数。

(イ) 特別養護ホーム

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上若しくは精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ養護することを目的とする。

a 施設名及び入所定員

恵の丘長崎原爆ホーム 定員300人

原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」 定員55人

b 入所措置状況 令和5年3月31日現在(単位:人)

区 分	男		女		計	
	市	県	市	県	市	県
恵 の 丘	26	3	229	28	255	31
か め だ け	5	7	19	23	24	30

※ 「市」及び「県」は、各々「長崎市」、「長崎県」で措置した数。

エ 原爆被爆者ショートステイ事業

(7) 目 的

要援護被爆者の介護者に代わって、当該被爆者を一時的に養護する必要がある場合に当該被爆者を一時的に特別養護ホームに入所させ、もってこれら要援護被爆者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に平成12年4月1日より実施している。

(イ) 実施施設及び定床

恵の丘長崎原爆養護ホーム 3床

原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」 1床

(ウ) 利用対象者

本市の区域に住所を有する被爆者で、寝たきりの状態にあるなど身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者

(エ) 利用期間

原則として7日以内

(オ) 利用方法

登録制のため、登録後直接施設へ申込み

(カ) 利用状況

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
恵の丘	利用者数	実(人)	32	23	0	0	0
		延(人)	163	120	0	0	0
	利用日数(日)	627	623	0	0	0	
かめだけ	利用者数	実(人)	11	12	0	0	1
		延(人)	59	89	0	0	1
	利用日数(日)	350	440	0	0	7	
総数	利用者数	実(人)	43	35	0	0	1
		延(人)	222	209	0	0	1
	利用日数(日)	977	1,063	0	0	7	

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、恵の丘、かめだけ両施設ともに、令和2年度から受け入れを中止。  
(令和4年度には緊急受入1件あり)

(6) 福祉基金の処分状況

本市原爆被爆者の救護のため寄せられる個人・団体等からの篤志寄附金及び平和祈念像前に設置している浄財箱等の浄財収入を積み立て、寄託者の趣旨に添い原爆被爆者の援護事業の資金に充てることを目的として、昭和47年4月1日に長崎市原爆被爆者援護事業の「福祉基金」を設置した。

本基金は「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき管理され、原爆被爆者の援護のため、その用途に従って処分される。

なお、詳細は次の頁のとおりである。

原爆被爆者援護事業の福祉基金の事業

年度	施設名	内容	金額(円)
昭和 47	恵の丘長崎原爆ホーム	機能回復訓練用器具 16台	2,000,000
48	恵の丘長崎原爆ホーム	寝たきり老人用特殊ベッド 16台	1,000,000
49	恵の丘長崎原爆ホーム 小浜温泉保養所大和荘 長崎 市	機能回復訓練用器具 2台 保養室備付カラーテレビ 19台 原爆被爆者援護事業	370,000 840,000 5,488,720
50	恵の丘長崎原爆ホーム 小浜温泉保養所大和荘 被爆者検査センター	歯科診療用器具 3台 機能回復訓練用器具 4台 待合室用カラーテレビ 2台	1,750,000 200,000 300,000
51	恵の丘長崎原爆ホーム 小浜温泉保養所大和荘	歯科診療用器具 3台 ジュース自動販売機 1台	1,000,000 300,000
52	恵の丘長崎原爆ホーム 小浜温泉保養所大和荘 原爆療養センター立山荘 長崎 市	軽作業室等暖房設備器具 8台 放送設備器具 1式 身障者用食卓設備器具 1式 原爆資料保存設備	900,000 300,000 496,000 300,000
53	恵の丘長崎原爆ホーム " " 被爆者検査センター 小浜温泉保養所大和荘	暖房設備取替 10台 厨房用冷蔵庫取替 1台 自動血球計数装置 1台 浴室等増改築工事 1式	768,000 632,000 1,400,000 11,700,000
54	恵の丘長崎原爆ホーム " " " " " " 被爆者検査センター " " 原爆療養センター立山荘	温風ヒーター 2台 移送用寝台 1台 車椅子 5台 歩行補助車 2台 自動血球計数装置 1台 自動希釈装置 1台 各室用3点セット 1式	195,000 200,000 200,000 96,000 1,425,000 513,000 300,000
55	恵の丘長崎原爆ホーム " " 被爆者検査センター " " 原爆療養センター立山荘 " " " "	移送用寝台 1台 車椅子 10台 検診車 1台 電子肺機能測定器 1台 全身マッサージ器 2台 温熱療法装置 1台 清拭車 1台	260,000 340,000 2,500,000 1,600,000 1,300,000 533,000 167,000

年度	施設名	内容	金額(円)
56	恵の丘長崎原爆ホーム	清拭車	1台 158,000
	〃	カラーテレビ	1台 153,000
	〃	滅菌装置	1台 304,000
	〃	救急ワゴン	1台 204,000
	被爆者検査センター	自動血色素濃度測定装置	3台 795,000
	〃	自動印字装置	1台 285,000
	〃	自動血球計数装置	2台 551,000
	〃	自動希釈装置	4台 513,000
	原爆療養センター立山荘	掃除機	2台 102,000
	小浜温泉保養所大和荘	構内交換電話機	1式 500,000
原爆福祉会館	構内交換電話機	1式 97,000	
57	恵の丘長崎原爆ホーム	テーブル	10台 430,000
	〃	組立式テント	2帳 340,000
	原爆福祉会館	カラーテレビ	4台 71,520
	小浜温泉保養所大和荘	カラーテレビ	5台 89,400
	〃	洗濯機	1台 55,000
58	被爆者検査センター	カセットレス式XTV装置	1式 3,273,000
	〃	血清鉄/TIBC自動測定装置	1式 470,000
	〃	血糖分析装置	1式 190,000
	恵の丘長崎原爆ホーム	ベッド	10台 800,000
59	恵の丘長崎原爆ホーム	特殊小型洗浄機	1台 770,000
	原爆療養センター立山荘	真空式温水機	1基 6,900,000
60	恵の丘長崎原爆ホーム	電動ギャジベッド	1台 169,000
	〃	ガス固定釜	1台 174,000
	〃	パラフィン浴装置	1台 416,000
	被爆者検査センター	生化学自動分析装置	1式 6,583,000
	原爆療養センター立山荘	厨房用冷凍冷蔵庫	1台 610,000
61	恵の丘長崎原爆ホーム	電動ギャジベッド	2台 773,000
62	恵の丘長崎原爆ホーム	電動リモコンベッド	2台 590,000
	〃	スプリンクラー設置工事	1式 13,176,000
	原爆ホームかめだけ	電動ギャジベッド	14台 400,000
	被爆者検査センター	全自動血球計数装置	1台 } 2,133,000
	〃	全自動解析心電計	1台 }
原爆療養センター立山荘	全身マッサージ器	1台 699,000	
63	恵の丘長崎原爆ホーム	生活雑排水処理施設全面改築	1式 6,579,000
	原爆ホームかめだけ	スプリンクラー設置工事	1式 2,119,000

年度	施設名	内容	金額(円)
平成 元	被爆者検査センター	自動血清蛋白泳動装置 1式	6,750,000
	〃	血液細胞自動分析装置 1式	9,805,000
	原爆療養センター立山荘	送迎用バス 1台	4,470,000
2	原爆ホームかめだけ	電動リモコンベッド 他 40台	1,000,000
	被爆者検査センター	尿一般自動判読装置 1台	1,648,000
	〃	肺機能測定装置 1台	1,472,900
	原爆療養センター立山荘	ジュータン・天井張替工事 1式	4,634,211
	〃	1階ロビーファンコイル取替工事 1式	828,440
3	恵の丘長崎原爆ホーム	台風19号による災害復旧工事	3,543,000
	原爆ホームかめだけ	屋根大規模改修工事	5,310,000
	被爆者検査センター	生化学自動分析装置システム 1式	7,313,000
	〃	X線撮影装置(胃腸透視用) 1式	8,137,000
	〃	X線画像解析システム 1式	7,296,000
	〃	健診車 1台	2,800,000
4	原爆療養センター立山荘	浴場超音波発生器配管取替工事	999,100
	〃	高圧開閉器取替工事	764,260
	小浜温泉保養所大和荘	建物外壁の改修工事 冷暖房装置改修工事	10,990,100 3,408,000
5	原爆ホームかめだけ	別棟増設工事	4,987,000
	恵の丘長崎原爆ホーム	X線撮影装置 1式	500,000
	原爆療養センター立山荘	井水ボーリング工事	15,862,000
	健康管理センター	検査機器(自動分注システム等)装置 1式	8,186,000
	原爆被爆者福祉会館	冷暖房装置 1式	2,818,000
6	健康管理センター	低周波治療機 1式	1,071,200
	小浜温泉保養所大和荘	屋上及び外壁の改修工事	3,878,000
	恵の丘長崎原爆ホーム	電動リモコンベッド 他 40台	1,980,000
	〃	自家発電装置 1式	2,323,000
7	原爆療養センター立山荘	浴場等改修工事 1式	57,235,000
	〃	送迎用バス 1台	7,500,000
	恵の丘長崎原爆ホーム	電動リモコンベッド他 70台	3,712,000
	健康管理センター	自動血球分析装置 1式	7,192,000
8	恵の丘長崎原爆ホーム	市水化工事 1式	4,755,045
	〃	電動リモコンベッド他 36台	1,841,296
	原爆ホームかめだけ	空気清浄機	705,933
9	原爆ホームかめだけ	車椅子専用車(マイクロバス) 1台	672,253
10	—	—	—
11	健康管理センター	X線画像処理システム及び バーコードラベラー 1式	15,697,000

年度	施設名	内容	金額(円)
12	—	—	—
13	健康管理センター	多項目自動血球分析装置	5,005,000
14	—	—	—
15	健康管理センター	全自動尿中有形成分分析装置 1台 多項目自動血球計数装置 2台 自動グリコヘモグロビン分析計 1台	3,845,000
16	—	—	—
17	健康管理センター	デジタルX線テレビシステム装置	6,662,000
18	—	—	—
19	—	—	—
20	—	—	—
21	健康管理センター	冷温水機整備工事	4,410,000
22	—	—	—
23	健康管理センター	ガスタービン発電設備部品交換 1式 1階ロビー空調機修理 1式	438,900 3,293,262
24	—	—	—
25	—	—	—
26	—	—	—
27	健康管理センター	揚水ポンプ交換 1式 冷却塔改修工事 1台 加圧給水ポンプ改修工事 2台	258,984 4,370,957 1,331,467
28	健康管理センター	外壁改修工事 1式 自動始動発電基盤改修工事 1式	16,858,195 1,188,000
29	原爆ホームかめだけ 健康管理センター	本館浴室改修工事 1式 ガスタービン発電設備始動用 蓄電池盤更新 1式	1,964,292 1,657,260
30	原爆ホームかめだけ 健康管理センター	特殊入浴装置導入 1式 エレベーター改修工事 1式	527,120 638,360
令和 元	原爆ホームかめだけ 健康管理センター ”	ナースコール及び電話設置交換 1式 複合型受信盤入替工事 1式 吸収冷温水機分解点検整備 1式	1,002,667 } 693,076
2	原爆ホームかめだけ 健康管理センター	電動リモートコントロールベッ ド・ベットサイドレール 1式 空調制御機器修繕 1式	877,834 715,000
3	原爆ホームかめだけ 健康管理センター	温冷配膳車 2台 直流電源装置改修工事 1式	550,000 196,928

年度	施設名	内容	金額(円)
4	原爆ホームかめだけ 健康管理センター "	東棟ほか外壁改修工事	1式 2,319,819
		貯湯槽温度制御器修繕	1式 794,200
		中央監視装置システム更新	1式 500,000

(7) 長崎被爆体験者支援事業（被爆体験者精神影響等調査研究事業）

「被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状又は心身症がある場合は、当該身体化症状又は心身症を含む。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図る」ことを目的とし、被爆者援護法外の予算事業として、長崎県及び長崎市が国（厚生労働省）からの委託を受けて実施している。

被爆体験者医療受給者証交付者数

平成17年3月31日現在（単位：人）

年度	交付者数	増				減			
		新規	転入	その他	計	転出	死亡	その他	計
H14	6,851	6,908	3	—	6,911	4	54	2	60
15	7,208	484	5	—	489	12	110	10	132
16	7,834	185	592	—	777	14	129	8	151
	計	7,577	600	—	8,177	30	293	20	343

被爆体験者精神医療受給者証交付者数

令和5年3月31日現在（単位：人）

年度	交付者数	増				減			
		新規	転入	その他	計	転出	死亡	その他	計
H17	5,260	5,157	129	—	5,286	5	21	—	26
18	5,599	509	8	—	517	18	120	40	178
19	5,635	244	5	—	249	14	123	76	213
20	5,451	6	8	—	14	8	133	57	198
21	6,479	1,242	6	—	1,248	15	143	62	220
22	6,316	49	4	—	53	11	177	28	216
23	6,141	40	3	—	43	15	176	27	218
24	5,946	26	7	—	33	19	190	19	228
25	5,761	25	5	—	30	13	179	23	215
26	5,542	23	6	—	29	13	214	21	248
27	5,351	25	3	—	28	17	177	25	219
28	5,134	17	1	—	18	14	205	16	235
29	4,919	14	2	—	16	12	200	19	231
30	4,713	11	3	—	14	14	197	9	220
R元	4,514	15	3	—	18	6	204	7	217
2	4,307	15	6	—	21	7	216	5	228
3	4,057	9	1	—	10	11	242	7	260
4	3,786	11	4	—	15	18	261	7	286
	計	7,438	204	—	7,642	230	3,178	448	3,856

※平成17年度制度改正により「被爆体験者医療受給者証」が「被爆体験者精神医療受給者証」に変更となった。

ア 事業開始

平成14年4月1日（平成17年6月1日、令和5年4月1日要綱改正）

イ 対象者

第二種健康診断受診者証の交付を受けた者（原子爆弾が投下された際、胎児であった者を除く。）

であって、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者。

ウ 実施内容等

(7) 被爆体験者精神医療受給者証の新規交付

a 精神疾患に関する診断

申し出のあった者に対し、精神科医師による対象精神疾患の有無に関する診断を行い、対象精神疾患がある場合には、被爆体験以外の要因に起因するものであるか否か、及びその要医療性の有無に関する診断を行う。



精神科医師は、診断の結果、被爆体験に起因する要医療性を有する対象精神疾患が認められたときは、精神医学的診断に基づく意見書及び診断個人票を作成する。

b 被爆体験者精神医療受給者証の交付

要医療性を有する対象精神疾患の治療等にかかる医療費の支給を行うことが適当と認めるときは、被爆体験者精神医療受給者証（有効期間なし）を交付する。

なお、交付に当たっては、被爆体験者精神医療受給者証の交付に係る事項を審査するための精神医学に関する専門家からなる長崎市被爆体験者精神医療受給者証審査会の意見を聴く。

(4) 医療費の支給

被爆体験者医療受給者証の交付を受けた者に対して、次の対象外疾患を除く被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関する全ての精神疾患及び身体化症状・心身症の治療等にかかる医療費の支給を行う。

a 対象外疾患

- ・ がん（一部のがんを除く）
- ・ 感染症
- ・ 外傷
- ・ 遺伝性疾病
- ・ 先天性疾病
- ・ 被爆体験以前にかかった精神病
- ・ むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）

b 医療費の支給の対象となる治療等の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による次の医療に関する給付についても当面对象とする。（介護予防給付については平成18年4月から対象となった。）

- ・ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ・ 介護老人保健施設サービス
- ・ 介護療養施設サービス
- ・ 介護医療院サービス

c 医療の実施委託医療機関

委託医療機関は、被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けた者に対する医療を実施する医療機関として本市と委託契約を締結した病院若しくは診療所又は薬局等をいう。

d 医療費の支給方法

委託医療機関における現物給付とする。ただし、次の場合、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて申請すれば、審査機関等による医療内容の審査の後、本人が支払った額の範囲内で払い戻しを受けることができる。

- ・ 緊急やむを得ない理由により委託医療機関以外の者から医療を受けた場合  
(長崎県外居住者を含む。)
- ・ 被爆体験者精神医療受給者証を提示せずに医療を受けた場合
- ・ 医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術又は治療用装具の支給を受けた場合  
(ただし、柔道整復を除く。)
- ・ 被爆体験者精神医療受給者証に調査対象疾病(がん)が追加認定された場合

(ウ) 被爆体験者精神医療受給者証における検認等

受給者証の交付日から起算して1年ごとに、精神科医師の関与、継続的な治療の状況等を審査支払機関が作成した連名簿等により確認し、受給者証の継続使用の可否を決定する。

医療費等の給付状況

	件数	金額
平成14年度	73,467件	306,956,548円
平成15年度	228,566件	1,045,590,795円
平成16年度	245,754件	1,118,966,664円
平成17年度	164,061件	662,576,765円
平成18年度	143,850件	505,179,492円
平成19年度	177,786件	536,536,897円
平成20年度	180,924件	580,207,508円
平成21年度	199,158件	671,364,932円
平成22年度	217,004件	699,894,147円
平成23年度	216,140件	700,682,777円
平成24年度	213,277件	682,534,856円
平成25年度	211,525件	651,239,242円
平成26年度	202,482件	601,739,260円
平成27年度	196,415件	572,984,187円
平成28年度	191,365件	567,127,909円
平成29年度	183,376件	581,222,185円
平成30年度	178,474件	627,639,701円
令和元年度	173,087件	628,432,416円
令和2年度	160,327件	611,500,167円
令和3年度	152,504件	591,077,406円
令和4年度	142,471件	563,262,373円

(エ) 被爆体験者精神医療受給者証の返還等

a 次のいずれかに該当するときは、精神医療受給者証を速やかに市に返還しなければならない。

- ・ 精神医療受給者証に記載されている精神疾患の全部が認められなくなったとき
- ・ 精神医療受給者証に記載されている精神疾患の全部が被爆体験以外の要因に起因するもので

あることが判明したとき

- ・ 死亡したとき（戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、これを行わなければならない。）
- ・ 精神医療受給者証を失い、再発行を受けた後、失った精神医療受給者証を発見したとき

b 次のいずれかに該当するときは、速やかに市に届け出て、精神医療受給者証の書き換えを受けなければならない。

- ・ 精神医療受給者証に記載されている精神疾患の一部が認められなくなったとき
- ・ 精神医療受給者証に記載されている精神疾患の一部が被爆体験以外の要因に起因するものであることが判明したとき

(カ) 健康教室の実施

被爆体験者精神医療受給者証所持者を対象に、被爆体験に起因する精神疾患への不安軽減や適切な受診の必要性及び精神疾患に対して処方される薬物への理解を深めるため健康教室を年2～4回程度実施している。

参加者数

(単位：人)

	第1回	第2回	第3回	第4回	計
平成21年度	33	30	-	-	63
平成22年度	29	48	-	-	77
平成23年度	37	17	-	-	54
平成24年度	4	36	-	-	40
平成25年度	36	26	-	-	62
平成26年度	42	38	-	-	80
平成27年度	40	36	-	-	76
平成28年度	27	9	31	40	107
平成29年度	52	34	42	44	172
平成30年度	21	50	49	20	140
令和元年度	5	11	-	-	16
令和2年度	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

(8) 在外被爆者への支援

ア 在外被爆者支援事業

在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的として、長崎市をはじめ長崎県、広島県、広島市の4県市等が国の要綱に基づき、被爆者健康手帳または第一種・第二種健康診断受診者証の交付を希望する在外被爆者のうち手帳等の交付の見込があると認められた方に対する旅費支給や、日本での治療が必要であると認められた方が渡日する際の旅費の支給等を行っている。また、手帳等の交付要件を満たしながらも健康上の理由等によって渡日が困難な方に対しては、被爆時状況確認証等が交付される。

平成16年度からは、韓国に長崎の医師・保健師を派遣し在韓被爆者に対する健康診断・健康相談事業を長崎県と共同で開始した。

平成18年度からは、居住国での医療費等を助成する保健医療助成事業を実施している。また、平成26年度からは、国内被爆者との均衡を図るため、助成上限額が大幅に引き上げられるなど、制度の見直しがなされた。平成28年1月からは、国外において医療を受けた在外被爆者の医療費等の支給は原

則被爆者援護法に基づいて行われることとなった。

なお、本事業は国の要綱に基づき平成14年度から平成17年度は国庫補助事業、平成18年度からは国の委託事業として実施している。

(7) 在外被爆者支援事業による渡日者

(単位：人)

区分 年度	手帳等交付渡日支援												渡日治療支援												合計			
	大韓民国			北米			南米ほか			計			大韓民国			北米			南米ほか			計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
平成14	4	6	10	2	-	2	-	-	0	6	6	12	3	6	9	-	1	1	-	-	0	3	7	10	9	13	22	
15	59	52	111	1	5	6	-	-	0	60	57	117	9	5	14	-	20	20	3	3	6	12	28	40	72	85	157	
16	24	35	59	1	2	3	-	1	1	25	38	63	9	8	17	1	5	6	1	2	3	11	15	26	36	53	89	
17	23	26	49	2	3	5	-	1	1	25	30	55	8	5	13	-	2	2	4	4	8	12	11	23	37	41	78	
18	17	21	38	-	4	4	-	-	0	17	25	42	14	6	20	-	11	11	4	1	5	18	18	36	35	43	78	
19	2	4	6	1	3	4	1	3	4	4	10	14	9	15	24	-	1	1	2	2	4	11	18	29	15	28	43	
20	3	1	4	-	-	0	-	2	2	3	3	6	12	11	23	-	-	0	1	1	2	13	12	25	16	15	31	
21	3	-	3	-	2	2	-	-	0	3	2	5	12	13	25	-	1	1	3	1	4	15	15	30	18	17	35	
22	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	12	7	19	-	2	2	1	-	1	13	9	22	13	9	22	
23	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	5	1	6	-	-	0	3	-	3	8	1	9	8	1	9	
24	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	7	2	9	-	1	1	-	1	1	7	4	11	7	4	11	
25	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	1	3	4	-	-	0	1	-	1	2	3	5	2	3	5	
26	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	1	1	-	-	0	-	-	0	0	1	1	0	1	1	
27	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	2	1	3	-	-	0	-	-	0	2	1	3	2	1	3	
28	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
29	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
30	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	1	-	1	-	-	0	-	-	0	1	0	1	1	0	1	1
令和元	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
2	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
3	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
4	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0

(i) 在外被爆者支援事業による保健医療助成費支給者

対象国は北米、南米(5カ国(H26～6カ国))、韓国以外の国(長崎市は平成27年度まで担当)

※( )入院4日以上の上限額

年度	区分	登録者数	支給者数	支給上限額	支給額
平成18年度		50名	28名	130,000円(142,000円)	2,105,131円
平成19年度		59名	36名	130,000円(142,000円)	3,111,270円
平成20年度		63名	40名	145,000円(157,000円)	3,442,033円
平成21年度		64名	41名	153,000円(165,000円)	4,806,354円
平成22年度		67名	39名	161,000円(172,000円)	3,808,697円
平成23年度		63名	42名	171,000円(183,000円)	4,355,567円
平成24年度		60名	39名	176,000円(187,000円)	4,277,430円
平成25年度		59名	33名	179,000円(191,000円)	3,632,966円
平成26年度		56名	32名	300,000円	4,164,011円
平成27年度		53名	30名	300,000円	5,618,163円

(カ) 保健医療助成事業の見直し（平成26年度）

改正前	年間助成上限額：約 18 万円 (上限額を超える部分については被爆者の自己負担となる。)
改正後	年間助成上限額：30 万円 (ただし、上限額を超える部分についても、審査の結果、必要と認められれば助成が可能となる。)

※保健医療助成事業が国の事業として開始された平成16年度以降、上限額を超える自己負担があった被爆者については、遡及して超過分の助成を受けることが可能となった（遡及支給については、平成27年度までの時限措置）。

(キ) 在外被爆者支援事業による保健医療助成費支給者（遡及支給分）

対象国は北米、南米（5カ国）、韓国以外の国

年度	区分	申請者数	支給者数	支給額
平成26年度		4名	0名	－円
平成27年度		5名	2名	36,626円
合計		9名	2名	36,626円

(ク) 在韓被爆者健康相談事業

※（ ）は長崎市からの派遣者

年度	区分	実施回数	実施者	派遣者（延数）				
				医師	理学療法士	保健師	事務	合計
平成16年度		2回	130人	12人	2人	4人(4人)	8人(2人)	26人(6人)
平成17年度		2回	659人	15人	3人	3人(3人)	5人(1人)	26人(4人)
平成18年度		2回	560人	15人	2人	2人(2人)	5人(2人)	24人(4人)
平成19年度		2回	239人	13人	2人	1人(1人)	5人(1人)	21人(2人)
平成20年度		2回	579人	14人	－人	2人(2人)	4人(2人)	20人(4人)
平成21年度		2回	574人	15人	－人	2人(2人)	6人(2人)	23人(4人)
平成22年度		2回	245人	10人	－人	1人(1人)	6人(2人)	17人(3人)
平成23年度		2回	530人	11人	－人	2人(2人)	6人(1人)	19人(3人)
平成24年度		2回	470人	12人	－人	2人(2人)	4人	18人(2人)
平成25年度		2回	230人	9人	－人	2人(2人)	5人(1人)	16人(3人)
平成26年度		2回	544人	11人	－人	2人(2人)	4人	17人(2人)
平成27年度		2回	455人	12人	－人	2人(2人)	6人	20人(2人)
平成28年度		2回	217人	8人	－人	1人(1人)	3人	12人(1人)
平成29年度		2回	431人	11人	－人	1人(1人)	6人	18人(1人)
平成30年度		2回	535人	10人	－人	1人(1人)	4人	15人(1人)
令和元年度		2回	189人	9人	－人	1人(1人)	5人	15人(1人)
令和2年度		0回	0人	－	－	－	－	－
令和3年度		0回	0人	－	－	－	－	－
令和4年度		0回	0人	－	－	－	－	－
合計		30回	6,587人	187人	9人	29人(29人)	82人(14人)	302人(43人)

(カ) 台湾被爆者健康相談事業

区分 年度	実施回数	実施者	派遣者		
			医師	事務	合計
平成26年度	1回	9人	1人	4人	5人
平成27年度	1回	6人	1人	3人	4人
平成28年度	1回	9人	1人	3人	4人
平成29年度	1回	9人	1人	3人	4人
平成30年度	1回	7人	1人	3人	4人
令和元年度	0回	0人	0人	3人	3人
令和2年度	0回	0人	0人	0人	0人
令和3年度	1回	7人	0人	0人	0人
令和4年度	1回	7人	0人	0人	0人
合計	6回	54人	5人	19人	24人

※令和元年度と2年度は新型コロナウイルスの影響により、健康相談は開催せず。

令和3年度と4年度は、代替事業として、書面による健康相談を実施した。

イ これまでの支援

(ア) 在米被爆者の渡日治療

日本で被爆し、その後渡米した在米被爆者に対しては、昭和57年度から平成4年度まで本市の単独事業として毎年度2人の在米被爆者、平成2年度から平成4年度まで毎年度1人の在米被爆者を招いていた。

平成5年度から平成13年度までは長崎・ヒバクシャ医療国際協力会として取り組むことになり、毎年度4人の在米被爆者と2人の在米被爆者を招いた。

(単位：人)

区分 年度	北米			南米			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和57年度～平成4年度	—	22	22	1	2	3	1	24	25
平成5年度～平成13年度	1	36	37	5	11	16	6	47	53
計	1	58	59	6	13	19	7	71	78

※平成7年度（被爆50周年）は北米7人、南米4人を招いた。

(イ) 在韓被爆者の渡日治療

大韓民国に在住する被爆者の渡日治療は、日韓両国政府の「在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づいて、昭和55年から昭和61年12月まで実施された。この間の渡日治療者349人の内、日本赤十字社長崎原爆病院での受入れは123人であった。

(単位：人)

	56	57	58	59	60	61	計
男	3	1	21	14	8	13	60
女	3	4	13	15	17	11	63
計	6	5	34	29	25	24	123

(ウ) 長崎市の在外被爆者対策

本市は、平成5年度から平成13年度まで、国外（特に大韓民国）在住の被爆者に対する援助のため、大韓赤十字社及び韓国原爆被害者協会を窓口情報提供事業及び事業費援助を実施した。

a 情報提供事業

訪韓し、在韓被爆者の実態把握をするとともに、長崎被爆の方の登録認定事務が的確に行えるよう長崎の被爆状況等の情報提供事業を行った。平成10年度以降は、長崎・ヒバクシャ国際医療協力会で訪韓した際に実施することとなった。

b 事業費援助

韓国原爆被害者協会での認定事務を円滑に行うため、本部及び7支部に対して毎年事務用品（約30万円）の援助を実施した。

(9) 法外援護

ア 援護措置

被爆者の福祉の向上を図る趣旨で、市の単独措置として「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」を制定し、被爆者援護法による介護手当の支給を受けている人で、介護手当の支給額をこえる費用を支出している人に対し介護手当付加金（月額 5,000 円以内）を支給している。

区 分	単 価 (円)	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		延件数	金 額	延件数	金 額	延件数	金 額
介護手当付加金 (重度・中度)	月額 5,000円以内	件 421	円 1,921,388	件 488	円 2,284,201	件 442	円 2,061,494

イ 介護保険等利用被爆者助成事業

長崎市では、介護保険導入に伴い、市内の被爆者が福祉系介護サービスを利用した場合の自己負担（原則1割、2割ないし3割）又は県内の養護老人ホームに入所した場合の費用負担に対し、助成をしている。

事業の種類	対象者	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		延件数	支給金額	延件数	支給金額	延件数	支給金額
訪問介護	市内に住所を有する被爆者 (所得税非課税世帯)	17,283	74,543,132	16,413	71,474,308	15,835	68,528,755
通所介護	市内に住所を有する被爆者	20,129	184,268,113	18,864	177,923,826	17,948	169,019,298
短期入所生活介護	〃	7,793	132,639,821	7,321	129,848,013	7,196	126,712,694
認知症対応型通所介護	〃	1,532	27,168,026	1,429	25,475,498	1,367	25,613,479
小規模多機能型居宅介護	〃	2,998	71,349,499	2,901	71,638,077	2,874	72,320,227
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	〃	545	14,888,200	499	13,216,422	661	18,753,135
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃	1,445	22,656,470	1,510	25,918,745	1,537	25,840,995
認知症対応型共同生活介護	〃	—	—	3,486	91,183,724	4,334	126,092,796
介護予防訪問介護	市内に住所を有する被爆者 (所得税非課税世帯)	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	市内に住所を有する被爆者	1	835	0	0	2	1,670
介護予防短期入所生活介護	〃	87	401,319	93	465,615	95	544,610
介護予防認知症対応型通所介護	〃	33	280,924	22	205,811	26	244,792
介護予防小規模多機能型居宅介護	〃	303	2,745,855	310	2,766,486	226	2,035,444
介護予防認知症対応型共同生活介護	〃	—	—	7	181,565	14	367,277
介護老人福祉施設	〃	6,649	196,725,793	6,287	188,359,303	6,223	187,788,307
地域密着型介護老人福祉施設	〃	1,903	61,854,202	1,860	61,871,728	1,755	58,720,625
地域密着型通所介護	〃	9,213	86,690,465	8,850	83,291,837	8,970	84,337,942
介護予防訪問介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者 (所得税非課税世帯)	7,437	15,470,638	7,069	14,566,925	6,425	13,196,653
介護予防通所介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者	12,499	46,237,590	11,824	44,168,639	11,514	42,279,538
老人福祉施設入所被爆者援護助成	長崎市福祉事務所長の措置により県内の養護老人ホームに入所している被爆者及びその扶養義務者(県内居住者)	879	39,938,611	818	33,820,442	700	29,691,552
合計		90,729	977,859,493	89,563	1,036,376,964	87,702	1,052,089,789

(注) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、令和3年度より助成対象。



(10) その他の援護

ア 税法上における優遇措置

(ア) 認定被爆者及び認定被爆者を扶養する者は、特別障害者控除を受けることができ、所得税にあっては400,000円（令和4年分）、地方税にあっては300,000円（令和5年度課税分）が所得金額から控除される。

(イ) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当を受給している被爆者は、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度、及び障害者等の少額公債の利子の非課税制度の対象となり、それぞれ350万円を限度として利子に対し非課税扱いとなる。また、300万円を限度として、通常の定期預貯金よりも利率の高い定期預金（ゆうちょ銀行ではニュー福祉定期貯金）がある。

イ 戦傷病者戦没者遺族等援護法の措置

軍人、軍属及び準軍属（被徴用者、国民義勇隊、動員学徒など）で、公務に従事中原子爆弾の傷害作用により死亡した人の遺族や障害を受けた被爆者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用され、遺族給与金、障害年金等の給付が行われている。なお、これらの事務は県原爆被爆者援護課が取り扱っているが、戦没者の父母等・戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者の遺族等に対する特別給付金については、各市町村が請求窓口になるため、長崎市民生活部自治振興課が所管し、各地域センター窓口が申請の受付を行っている。

◎ 遺族等援護関係法と制定過程

昭和20年8月15日	終戦
20年9月2日	戦争終結
21年2月1日	軍人恩給等停止（勅令68号）
27年4月30日	戦傷病者戦没者遺族等援護法制定（法律第127号）
28年8月1日	恩給法軍人関係復活（法律第155号）
38年3月31日	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第61号）
40年6月1日	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法制定（法律第100号）
41年7月1日	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法制定（法律第109号）
42年7月14日	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法制定（法律第57号）

（令和5年4月1日現在）

法律内容の主な事項	金額	必要書類	摘要
遺族年金及び遺族給与金	年額 公務死亡 1,966,800円 平病死 1,573,500円	1 死亡者の身分、公務死亡に関する書類 2 請求書類 3 戸籍書類、その他	
弔慰金	50,000円	同上	10年償還の国債
戦没者の父母等 戦没者等の妻に対する 特別給付金	父母 1,000,000円 妻(第22・27回) 2,000,000円 " (第30回) 1,100,000円	1 請求書類 2 戸籍書類、住民票 3 恩給証書、その他	父母：5年償還の国債 妻：(第22・27回)10年償還(第30回)5年償還の国債
障害年金	特別項症 9,729,100円 1項症 5,723,000円 より5款症 961,000円 まで	1 請求書類 2 徴用又は動員の証明書 3 受傷罹病の証明書 4 症状経過書 5 戸籍書類、その他	
第11回特別弔慰金	年額 50,000円	1 請求書類 2 戸籍書類、その他	5年償還の国債

## 6 陳情活動

### (1) 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（略称「八者協」）

- ア 設立の目的 原爆被爆者の援護対策の強化促進をはかる。
- イ 組 織 広島県、長崎県及び広島市、長崎市をもって組織し、知事及び市長並びに議会議長をもって委員とする。

### ウ 設立の経緯

昭和34年9月 広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会を設置

昭和42年11月 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会を設置  
会則制定

昭和44年11月 会則一部改正（幹事の設置）

- エ 援護活動 原爆被爆者の援護対策の強化について要望を行う。

### オ 令和4年度要望事項（要望1回）

被爆者援護法に基づく総合的な援護施策の円滑な推進を図るとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策がより一層充実されることを強く要望し、次に掲げる事項を要望した。

#### (ア) 弔意事業の充実強化

#### (イ) 保健医療福祉事業の充実

- a より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- b 介護施策の拡充強化
- c 原子爆弾小頭症患者の支援
- d 被爆者関係施設の整備充実
- e 被爆者医療における地方負担の改善等

#### (ウ) 在外被爆者の援護の推進

- a 在外被爆者の実情を踏まえた改善
- b 在外公館等における被爆者支援の強化

#### (エ) 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進

#### (オ) 「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」での早急な検証等の実施

#### (カ) 被爆二世の健康診断内容等の充実

#### (キ) 放射線被曝（爆）者医療国際協力の推進

### (2) 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（略称「原援協」）

- ア 設立の目的 原子爆弾被爆者の援護強化の促進をはかる。
- イ 設 立 昭和42年11月21日
- ウ 組 織 長崎市議会議員及び市職員若干名で組織する。
- エ 援 護 活 動 原爆被爆者の援護強化について国に対し要望を行う。

オ 令和4年度要望事項（要望1回）

厚生労働省担当局長ほか原子爆弾被爆者救済並びに核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を推進する議員連盟所属議員らに直接接見し、被爆地域の拡大、介護制度の充実強化、原爆症認定制度の改善等について重点的に要望し、次に掲げる事項を要望した。

- (ア) 高齢化する被爆者に対する援護の充実
  - a 訪問介護利用被爆者助成事業に係る所得制限の撤廃と補助率の引き上げ
  - b 介護保険利用被爆者助成事業に係る助成対象サービスの拡大と補助率の引き上げ
  - c 医療特別手当等の収入認定の適用除外
  - d 被爆者健康診断内容等の充実
- (イ) 被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実
  - a 被爆体験者の救済
  - b 被爆体験者支援事業の充実
- (ウ) 在外被爆者に対する援護の推進
- (エ) 被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- (オ) 被爆実態に関する調査研究の促進
- (カ) 被爆二世の健康診断内容等の充実
- (キ) 老人被爆者医療費等に係る地方負担の解消
- (ク) 弔意事業及び啓発活動の充実強化

(3) 長崎県原子爆弾被爆地域是正連絡協議会（略称「是正協」）

- ア 設立の目的 原子爆弾被爆者の援護強化の促進をはかる。
- イ 設 立 昭和42年11月21日
- ウ 組 織 香焼町、伊王島町、多良見町、時津町、琴海町、飯盛町の首長と町議会議長で構成  
会 長 香焼町議会議長 副会長 飯盛町議会議長  
(平成13年12月28日をもって解散)

## 7 被爆地域の拡大是正

### (1) 被爆地域の拡大是正のあゆみ

#### ア これまでの被爆地域

長崎の原子爆弾被爆地域は、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」で被爆当時の長崎市の行政区域と、これに隣接する町村の一部が指定され、さらに昭和49年と昭和51年の2回にわたる法令の改正で、健康診断特例区域が指定され、爆心地から南北に約12キロメートル、東西に約7キロメートルの区域が被爆地域となった。

しかしながら、原子爆弾の被害は、被爆の状況からして、爆心地から同心円状の半径約12キロメートルが妥当とする考えから、これまでの被爆地域により生じる不均衡による格差を是正するため、昭和51年の法令改正以降も被爆未指定地域の指定に力を注いできた。

#### イ 原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告

被爆地域の拡大是正については、昭和55年の原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会（略称「基本懇」）より、「既指定地域との単なる均衡論で地域拡大を行うことは、関係者間で新たな不公平を生み出すおそれがあるので、科学的・合理的根拠のある場合に限り地域指定を行うべきである。」という答申があり、これ以後被爆地域指定に対する政府の基本方針となった。

#### ウ 残留放射能プルトニウムの調査

市と県は、科学的根拠として、平成2年度に残留放射能プルトニウム調査を実施し、平成3年6月に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」を厚生省に提出した。厚生省は、平成4年4月に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」検討班を設置し、検討を行った。

その検討報告書が、平成6年12月に厚生省から市と県に送付され、その内容は、「有意性は認められるが、確認された被曝線量では住民への健康影響はない」との結論であった。

#### エ 被爆50周年の取り組み

このような膠着した状況を打開するため被爆50周年の節目の年に、何とか決着したいという強い願いの下に、平成7年9月定例会市議会において、党派を越えて「被爆地域の拡大是正を求める決議」を、また県及び関係6町の各議会においては、被爆地域の拡大是正に関する意見書或いは決議が全会一致で可決されたことに伴い、要請行動を実施したが実現しなかった。

#### オ 証言調査報告書の作成

市及び関係6町では、何とかこの問題を決着したいとして、平成11年度に「原子爆弾被爆未指定地域証言調査」を実施し、証言調査報告書として取りまとめた。

そこで、この報告書をもとに、平成12年6月定例会市議会において「被爆地域の拡大是正を求める意見書」を全会一致で議決し、また、県及び関係6町の各議会においても、同様の意見書が議決された。さらに7月には市、県、市議会、是正協、被爆者団体及び被爆未指定地域住民代表など官民一体となって、東京にて「長崎原爆被爆シンポジウム」の開催と厚生省、国会議員全員等への要請行動を実施した。

#### カ 被爆地域拡大是正の実現

その結果、平成12年10月に国において「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」（検討会）が設置され、平成13年3月には検討会の研究班による現地調査が市及び関係6町で実施された。検討会は研究班の調査結果を基に、平成13年8月1日に厚生労働省に最終報告書を提出した。この中で「被爆体験住民には、原爆放射線による直接的な影響はないが、被爆体験に起因する精神的・身体的健康影響は認められる」との報告があった。

厚生労働省はこの報告書を受けて、平成13年12月18日に下記の方針を示した。

長崎における被爆地域拡大要望に関する対応

- 1 長崎県市における要望地域（爆心地から12キロメートルの区域内であって被爆者援護法の被爆地域及び健康診断特例区域以外の区域）を被爆者援護法の「健康診断特例区域」とし、健康診断を実施する。
- 2 要望地域の住民においては、原爆の放射線による健康被害は認められないことから、被爆者援護法に規定する医療等の施策の対象とならないが、「被爆体験」による精神的要因に基づく健康影響が認められることに鑑み、関連する疾病・疾患について別途、被爆者援護法に準じた医療費の支給を行う。

キ 長崎被爆体験者支援事業の開始

平成14年4月から厚生労働省は、爆心地から12キロメートルの区域内であって被爆者援護法の被爆地域及び健康診断特例区域以外の区域を被爆者援護法の「健康診断特例区域」とし、健康診断を実施するとともに、「被爆体験による精神的要因に基づく健康影響が認められる者に対し、関連する疾患・症状について医療費の支給等を行うことにより、その健康の保持と向上に資する」ことを目的とする、長崎被爆体験者支援事業（被爆体験者精神影響等調査研究事業）を、被爆者援護法外の予算事業として併せて開始した。

なお、同事業の開始に伴い、市は、同年4月、改組により「拡大地域支援室」を設置した。

また、被爆体験者医療受給者証の交付要件となっている「現在も爆心地から12キロメートルの区域内に居住する者」という居住要件については、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会や長崎県市長会等を通して、この居住要件の撤廃を国（厚生労働省）に要望してきた。

ク 被爆体験者実態調査報告書の作成

市と県は、対象区域内での被爆体験を有し、現在、爆心地から12キロメートルの区域外に居住している者の被爆体験に関連する精神的及び身体的健康影響等について調査を行うため、被爆体験者実態調査委員会を平成15年9月に設置した。

同調査委員会は、調査結果の集計・解析を行った研究班の報告書をもとに、平成16年3月に市長・県知事に対し、被爆体験者実態調査報告書を提出した。この中で、「爆心地から12キロメートルの区域外に居住する被爆体験者についても、爆心地から12キロメートルの区域内に居住する被爆体験者と同様に、被爆体験に関連した精神的影響が認められると思料される。」との報告があった。

ケ 長崎被爆体験者支援事業における居住要件撤廃の要望

平成16年4月、市と県は厚生労働省等へ、被爆体験者実態調査報告書及び被爆体験者実態調査の結果を踏まえ、被爆体験者医療受給者証の居住要件を撤廃し、すべての被爆体験者が医療受給者証の対象となるように要望書を提出した。

コ 被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会の報告

要望を受けて国は平成16年10月に「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置し、今後の事業の在り方について検討を行い、平成16年12月10日に報告書を取りまとめた。この中で、事業の対象者の居住区域の取り扱いについて「原子爆弾が投下された際の爆心地から12キロメートルの区域内から転出し、現在、長崎県内に居住する被爆体験者も含めることが適当である。」との報告があった。

一方、今後の事業のあり方について、事業の実施状況を見ると、治療によって被爆体験者医療受給

者証の返還に至った者が1人であり、所期の効果をあげているとは到底言いがたい状況にあり、対象外の疾患・症状に至るまで広範囲に医療費の支給が行われている事例が多数に上っていることから「本来の目的に立ち帰って、効果的な内容や仕組みとしていくことが重要である。」とされ、その改善措置として実施要綱の全面的な見直しを行い、「精神科医師が継続的に関与することを通じて、特定の精神疾患の治癒を図ることに力を入れる必要がある。」「医療費の支給が適正に対象疾患・症状に限って行われるように、事業の各段階で所要の措置を講じる必要がある。」との報告があった。

#### サ 長崎被爆体験者支援事業の改正

国は、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」の報告書を受けて、平成17年6月1日から新たな要綱の適用を開始した。

新要綱では、医療費の支給対象となりうる者は、第二種健康診断受診者証の交付を受けた者（原子爆弾が投下された時、胎児であった者を除く。）で、現に長崎県の区域内に居住している者とされた。

また、医療費支給の対象となる精神疾患及びその精神疾患に合併する合併症（身体化症状又は心身症）が規定され、その中で、個人ごとに特定された精神疾患及び合併症が支給の対象となった。

また、旧要綱での被爆体験者医療受給者証は、3年ごとに精神科医師の診断を受け更新するということであったが、新要綱での被爆体験者精神医療受給者証は毎年診断・更新を行うこととなった。

#### シ 被爆体験者精神医療受給者の認定基準改善の要望

被爆体験者精神医療受給者の認定基準が変更され、約3割の方が対象外となったことや、毎年度精神科医師の更新診断が必要になり、対象者や医療機関の負担が増えたため、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会などを通じ、国に改善要望を行い、併せて県選出の国会議員への働きかけも行った。

なお、判断基準について、国は、「この事業は直接の被爆体験に起因する不安に着目したものであることから、被爆体験の記憶がないものはこの事業の対象とならない。これは制度創設時から同じである。」との見解を示した。

#### ス 再検査の実施

平成17年11月に長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会などを通じ、国に改善要望を行った。

その結果、平成18年6月に要綱の一部改正が行われ、平成17年度にスクリーニング検査を受けた者のうち被爆体験者精神医療受給者証交付を受けることができなかった者について再検査を実施した。しかし、事業の対象となる判断基準は変更されていないため、記憶のない者は対象外とされたこと等により、認定された者は受検者の約5割にとどまった。

#### セ 被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会報告書の作成

市と県は、「被爆体験の記憶がない者はこの事業の対象とならない。」という判断基準の改善要望の科学的根拠を探るため、平成18年度に行った再検査のデータ及び平成15年度に行った被爆体験者実態調査のデータの集計・解析を長崎大学に委託した。

被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会は、集計・解析結果により科学的根拠の検討を行い、平成20年4月に市長・県知事に対し、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会報告書」を提出した。この中で、「被爆体験の記憶の有無に係わらず、被爆体験に基づく不安を抱きながら、要医療性の精神疾患に悩んでいる者は、本事業に該当する者として救済されるべきであろう。」との報告があった。

#### ソ 被爆体験者精神医療受給者の認定基準及び事務改善の要望

平成20年5月から7月にかけて、市、県、市議会、県議会、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協

議会は、国に対し、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会報告書」の結果を踏まえ、認定基準における被爆体験の記憶の要件の撤廃を要望し、併せて、被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断を3年に1回とし、新規疾患の追加認定を更新時に限らず随時可能とするよう、要望活動を行った。また、県選出の国会議員、政党のプロジェクトチームへ支援を要請した。

平成20年10月、国は、専門家同席のうえ会議を開催し、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会報告書」の検討を行った。

#### タ 長崎被爆体験者支援事業の改正

上記ソの活動の結果、平成21年3月に実施要綱が一部改正され、平成21年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が3年に1回となり、新規疾患の追加認定が更新時に限らず随時可能となった。

また、同年4月から、被爆体験者精神医療受給者証の認定基準も見直され、被爆体験の記憶の要件が撤廃された。これに伴い、長崎県と市は、平成17年度の事業の改正により、被爆体験の記憶がないとして対象外となった者で、被爆体験者精神医療受給者証の交付を希望する者に対し、改めて精神科医による診断を実施し、認定作業を行った。

#### チ 被爆体験者精神医療受給者証更新手続きの簡素化の要望

高齢化する被爆体験者の負担軽減を図るため、平成23年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化についての要望を新たに加え、国に要望を行った。

#### ツ 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の設置

平成25年9月に原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について、専門的見地からの情報収集及び意見交換を行い、被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるために附属機関を設置した。

#### テ 被爆体験者の救済の要望

高齢化し、今なお被爆体験に起因する病気に苦しみ続けている被爆体験者を救済するために、平成27年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に、被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充及び爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大を新たに加え、国に要望を行った。

#### ト 被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化

上記チの活動の結果、平成30年3月に実施要綱が一部改正され、平成30年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きが3年に1回となった。

#### ナ 被爆体験者精神医療受給者証の対象合併症の拡充

平成28年4月から認知症、平成29年4月から脳血管障害、平成30年4月から糖尿病の合併症、平成31年4月から脂質異常症が追加となった。

#### ニ 長崎被爆体験者支援事業の改正

被爆体験者の高齢化が進む中、これまで対象合併症の大幅な拡充やがんの追加等を要望してきたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化を踏まえ、国において被爆体験者精神影響等調査

研究事業の拡充に関する検討会が設置され、事業対象者に合わせた対象疾患の範囲や精神科受診の在り方、制度設計等の検討を行った。

この検討会の報告書を受け、令和5年4月1日から新たな要綱の運用を開始した。新要綱では、医療費の支給対象となる疾患が大幅に拡充され、がんの一部も医療費の支給対象となった。

がんについては、対象合併症とがんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を開始することとし、調査研究に同意した場合、認定されたがんの医療費を支給する仕組みとなった。

また、受給者証の有効期間は撤廃され、更新手続きが不要となった。受給者証の継続の要件としての精神科医師の関与はこれまでどおり必要だが、長期入院中である等のやむを得ない理由により精神科受診が困難な場合は、かかりつけ医が記載したフォローアップシートの提出をもって、精神科医師の関与に代えることができるようになった。

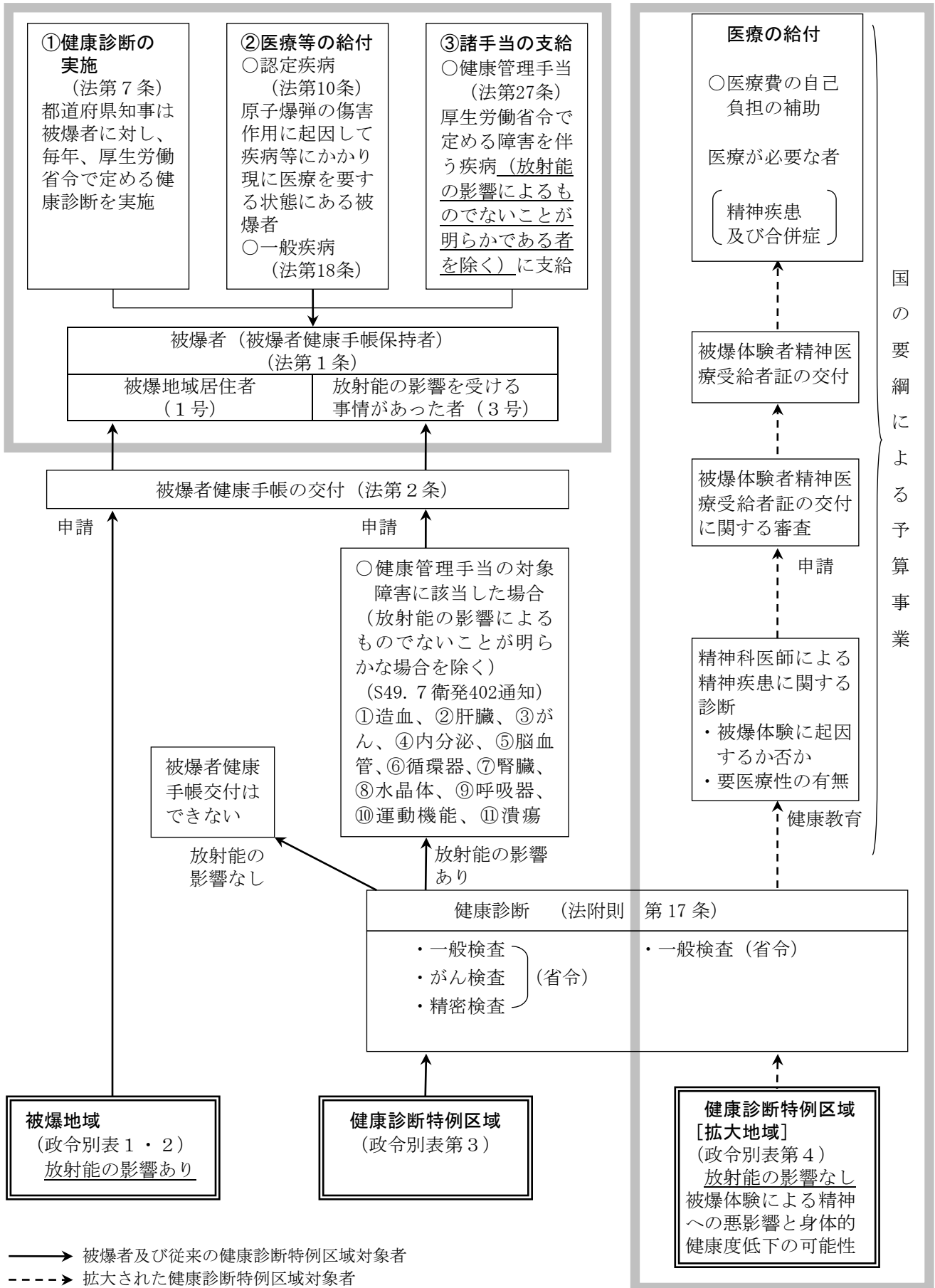
さらに、事業対象者が拡充され、これまでは長崎県内に居住する者に限定されていたが、長崎県外に居住する者も対象となった。



(2) 被爆体験者及び被爆者の取扱いの概要

被爆者の取扱い（放射能の影響あり）

被爆体験者の取扱い（放射能の影響なし）



## 8 調 査

### (1) 調査の概要

調 査 名	実施年月日	実施主体	調 査 対 象	調 査 目 的 等
原 爆 被 爆 者 生 存 者 調 査	昭和 25.10.1	A B C C	全国生存被爆者	調査研究基礎データ 被爆状況等の実態把握の ため。(国勢調査と同時に 調査)
原爆被爆者実態調査 (35年度)	35.10.1	長崎県・市	長崎県・市 } 被爆者 広島県・市 }	被爆状況等の実態把握の ため。(長崎県統計調査条 例により調査)
原子爆弾被爆者 実 態 調 査 (40年度)	40.11.1	厚 生 省	基本調査…全被爆者 生活調査…1/20抽出 健康調査…1/20抽出	被爆者の生活、健康状況 等を総合的に把握するた め。
原爆死没者調査	42.9.1	長 崎 市	原爆により直接また は原爆の影響を直接 の原因として死没し た人々の関係者	原爆殉難者名奉安所の建 立(昭和43.8完成)に際 し、原爆死没者名簿に登 載する目的で実施。
原爆被災復元調査	46.1 } 55.3	長 崎 市	爆心地からおおむね 2 km以内の地域に居 住していた者等	原爆による被爆の実態を 明らかにするため、その 基礎となる被爆時点の地 域の状況等を調査。
被爆者とその家族 基 本 調 査	47.11 } 49.11	長崎県・市 広島県・市	長崎県・市 } に居住す る被爆者健康手帳所 持者及びその家族	原爆による放射能を受け た被爆者及びその家族の 実態把握のため。
認定被爆者実態調査	48.2	長 崎 市	認定被爆者	健康状況、生活状況及び 特別手当の未受給者等の 調査。
被爆隣接地域 被災状況調査	49.4 } 49.6	長崎県・市	被災状況調査…被爆 隣接地域13地区 健康調査…上記区域 内の、対象となる居 住者	被爆地域と隣接した地域 に原爆投下当時居住して いた者やその家屋の被災 状況を調査し、国に対し て被爆地域拡大を要望す るための資料とする。
被爆者の子供の 健康状況調査	49.1 } 51.3	長 崎 市	昭和47年の家族調査 の結果、病気してい ると回答した被爆者 の子供	被爆者の子供の健康状態 を把握するため、健康相 談を行い必要に応じて健 康診断を実施。
原子爆弾被爆者 実 態 調 査 (50年度)	50.9.1	厚 生 省	基本調査…全被爆者 生活調査…4,000人 抽出	被爆者の生活、健康等の 現状調査を行い、今後の 被爆者対策推進のための 基礎資料とする。

調査名	実施年月日	実施主体	調査対象	調査目的等
原爆被災復元調査 補完用調査	50. 9. 1	厚生省	昭和50. 6. 1 現在での被爆者健康手帳所持者（全国）	原爆の被災の実態を明らかにする資料を得るための調査（原爆被爆者実態調査基本調査に付帯して行われた）。
広島・長崎の 残留放射能調査	51. 9	厚生省	広島・長崎の爆心から30kmの範囲内	原爆による放射性核分裂生成物が放射性降下物となって広島・長崎にどのように残留しているかを確認するための調査。なお、53年度に再調査実施。
被爆者健康診断の あり方に関する 意識調査	52. 11	長崎県・市	長崎県内に居住する被爆者のうち性別、被爆状況別、年齢別に2,800人無作為抽出	被爆者の健康診断に対する意識を調査し、健康診断の今後のあり方の検討資料とする。
原爆被爆独居老人・ 寝たきり者及び身体 不自由者実態調査	53. 5. 1 } 53. 6. 30	長崎市	60歳以上の被爆者で独居、寝たきり者、身体不自由者	生活状況、健康状況等を調査し、被爆者対策推進の基礎資料とする。
原爆被爆者 被災調査	54. 4. 1 } 57. 3. 31	長崎市	爆心地からおおむね2～3kmの地域の世帯等	原爆による被害の実態を明らかにするため、基礎となる被爆時の地域の人的被災状況を調査。
近距離被爆者の各種 手当等受給状況調査	54. 5. 1	長崎市	被爆者のうち2km以内の直接被爆者で、手当未受給者	生活状況、健康状況にあわせて手当の受給状況を調査し、近距離被爆者対策の資料を得る。
原爆被爆者状況調査	57. 2. 1	厚生省	長崎市 } 広島市 } に居住する 被爆者の1/10抽出	被爆者の健康状況、生活状況等を調査し、今後の被爆者対策の基礎資料とする。
原爆被爆者動態調査 (国の要綱に基づく)	57. 4. 1	長崎市	爆心地から3km以遠の地域の世帯等	56年度までに未調査、未解明となっている区域（爆心地から3km以遠）について、既存の調査結果を基に各種資料との統合を図り被爆世帯等の人的被害の実態を明らかにするための調査。
原爆被爆者老人調査	58. 1. 20 } 59. 6. 30	長崎市	長崎市内に居住する60歳以上の被爆者	被爆者の高齢化に伴い、生活状況、健康状況等を調査し、保健相談事業の基礎資料とする。

調査名	実施年月日	実施主体	調査対象	調査目的等
被爆隣接地域住民健康調査 (58年度)  (59年度)	58.10 ＼ 59.3	長崎市	50歳以上	現行被爆地域に隣接地域に住んでいる住民について、健康管理を図り、さらに、被爆地域拡大要望についての資料を得ることを目的とする。
	59.10 ＼ 60.3	長崎市	隣接未指定地域住民 50歳未満	
原子爆弾被爆者実態調査 (60年度)	60.10.3	厚生省	昭和60.8.1現在の被爆者健康手帳所持者 (全国) ・生存者調査 ・死没者に関する調査	被爆者の生活、健康状況等を統合的に把握するとともに、原爆死没者の実態を明らかにする資料を得るための調査。 生存調査については、昭和62.6.5発表(自由記載欄は除く)。死没者調査については、自由記載欄の分析結果とともに、平成2.5.15発表。
原爆被災(死没者)関係資料収集	60.11 ＼	長崎市	原爆により直接又は原爆の影響を直接の原因として死没した人々の関係者	原爆による被害の実態は未解明であり、特に死没者については不明な点が多く、全国的規模での関係資料収集を行い、その実態を解明しようとする。
原爆被爆者老人調査	62.10.1	長崎市	長崎市内に居住する被爆者 (1) 60歳以上の1人暮らし (2) 70歳以上の2人暮らし	被爆者の高齢化にとともに、被爆老人の生活、健康状況を把握し、保健相談業務に役立てる。なお、63年度に再調査実施。
原爆被爆者実態調査 (未確認死没者の確認調査)	平成2.5 ＼	長崎市	60年度実態調査における未確認死没者	未確認死没者7,234人について、回答内容が不備なため、新死没者として確認されていないものを調査し、死没者の掘り起こしをする。
長崎原爆残留放射能プルトニウム調査	2.8 ＼ 3.3	長崎県・市	爆心地からおおむね12kmの範囲にある未指定地域	原爆被爆未指定地域における原爆被爆の影響についての確認を行い、被爆地域の拡大是正要望の資料とする。
原爆被爆者動態調査 (法務局死亡届けによる死没者発掘調査)	2.10 ＼ 4.7	長崎市	法務局死亡届 (昭和20.8.9～22.3届分け分まで)	法務局に在る死亡届けについて、既存資料との照合を行い新死没者の発掘に努める。

調査名	実施年月日	実施主体	調査対象	調査目的等
被爆者の健康と生活に関する調査	4.9.1 ） 4.11.30	長崎市	被爆者健康管理センターに検診に来所した者	高齢化が進む被爆者の健康増進・疾病治療への指導、日常生活への支援を充実させるための資料とする。
原子爆弾被爆者実態調査（平成7年度）	7.11.1	厚生省	平成7年9月1日現在の被爆者健康手帳所持者（全国） ・生存者調査 ・死没者に関する調査（昭和60年8月2日以降に、新たに手帳の交付を受けた者。） ・被爆体験について	被爆者の生活、健康等の現状を総合的に把握するとともに、原爆死没者の実態を明らかにするための資料を得ること、また、被爆体験などを後世に語り継ぐことを目的とする調査。
一人ぐらし被爆者の健康生活状況調査	8.10	長崎市	長崎市内に居住する60歳以上の在宅一人ぐらしの被爆者（H8.9.30現在被爆者健康手帳所持者）	高齢化にともない、孤立化して身体精神両面で健康を害しやすい在宅一人ぐらし被爆者への健康テレホンサービス事業の資料とする。
被爆者健康調査	9.5.16 ） 9.10.31	長崎市	長崎市内に居住する被爆者 (1) 一次調査（全被爆者） (2) 二次調査（一次調査の中から無作為抽出）	被爆者の健康・生活・福祉等の実態を把握し、実情に即した総合的、継続的な相談事業や予防活動を行い、被爆者の健康の維持・増進、生きがいに役立てる。
原子爆弾被爆未指定地域証言調査	11.7.1 ） 12.3.31	長崎市 長崎県原子爆弾被爆地域是正連絡協議会	爆心地から同心円状の半径12キロメートル以内の原子爆弾被爆未指定地域に在住していた人のうち、現在も同じ行政区域内に居住している人。	原子爆弾被爆未指定地域の原子爆弾による被害の実態を明らかにし、被爆地域（健康診断特例区域）の拡大・是正を要望していくための資料とする。
原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会の研究班による現地調査	13.3.12 ） 13.3.30	厚生労働省	被爆者 被爆未指定地域の被爆体験者及び非被災者（長崎市・周辺6町）	被爆未指定地域の被爆体験者及び非被災者の身体的・精神的健康度を調査し、比較検討する。
原子爆弾被爆者健康意識調査	15.3.1 ） 15.3.15	長崎市	・長崎市内に居住する全被爆者 ・第一種健康診断受診者証所持者 ・市内23町に居住する昭和21年6月3日以前に生まれた非被爆者	高齢化が進む被爆者の健康意識、健康状態、被爆への意識度、援護行政への要望等について調査し、保健相談事業をはじめとする援護事業の方向性、あり方を検討する。（対照群として同年令構成の非被爆者も同時に調査）

調査名	実施年月日	実施主体	調査対象	調査目的等
被爆体験者実態調査	16. 1. 7 ) 16. 2. 18	長崎県・市	第二種健康診断受診者証所持者のうち、現在、長崎県内の、爆心地から12キロメートルの区域外に居住している1,071名から年齢・性別等をもとに無作為抽出した337名。(最終回答者は315名)	平成14年4月に追加指定された爆心地から12キロメートルの区域内の健康診断特例区域において被爆体験を有し、現在、爆心地から12キロメートルの区域外に居住する者の、被爆体験に関連する精神的・身体的影響等について調査を行うこと。
原子爆弾被爆者健康意識調査	17. 4. 8 ) 17. 4. 30	長崎市	平成17年3月31日現在の6行政センター(三和、野母崎、高島、香焼、伊王島、外海)管内に居住している被爆者。	平成17年度の市町村合併に伴い、新たに長崎市民となった6行政センター管内に居住する被爆者の健康・生活・社会交流等の状況を把握し、健康づくり、生きがいづくり事業に役立てる。
原子爆弾被爆者実態調査(平成17年度)	17. 11. 1	厚生労働省	国内調査 平成17年9月1日現在、国内に居住する被爆者健康手帳所持者の1/4抽出 国外調査 平成17年9月1日現在、国外に居住する被爆者健康手帳所持者及び被爆確認証交付者全員 ・生存者調査 ・被爆について思うこと	被爆者の生活、健康等の現状などを把握することを目的とする。  「被爆について思うこと」については、自由記載としており、国立原爆死没者追悼平和祈念館において公開することを目的とする。
被爆体験者再検査等結果集計・解析調査	19. 8. 1 ) 20. 3. 31	長崎県・市	・平成18年度に実施された再検査のデータ ・平成16年に実施した被爆体験者実態調査のデータ	国は、平成17年度に要綱を改正し、被爆体験者精神医療受給者証の交付の判断基準を厳格化したため、「記憶のない者は交付の対象外」とされた。この判断基準の改善を要望するための科学的根拠を探ることを目的とし左記のデータの集計・解析を行う。

調査名	実施年月日	実施主体	調査対象	調査目的等
原子爆弾被爆者 実態調査 (平成27年度)	27.11.1	厚生労働省	国内調査 平成27年9月1日 現在、国内に居住 する被爆者健康手 帳所持者のうち、 30%を抽出 国外調査 平成27年9月1日 現在、国外に居住 する被爆者健康手 帳所持者及び被爆 確認証交付者全員 ・生存者調査 ・被爆について思う こと	被爆者等の生活、健康等 の現状などを把握し、被 爆者援護対策の円滑な事 業の推進を図ることを目 的とする。  「被爆について思うこ と」については、自由記 載としており、国立原爆 死没者追悼平和祈念館に おいて公開することを目 的とする。

## (2) 原爆被爆者動態調査事業

### ア 目的

長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調整し、現在まで長崎市が整備・蓄積してきた原爆死没者名簿との統合化を図り、被爆者世帯の被災状況の解明に努める。また、全国に埋もれている原爆被災（死没者）関係資料の収集を行い、動態調査事業の資料として活用するとともに、死没者については死没者名簿を作成する。なお、本事業は国の要綱に基づく国庫補助事業として実施している。

### イ 期間

昭和57年度開始。当分の間引き続き実施する。

### ウ 事業の経過

昭和45年度から、爆心地からおおむね2キロメートル以内の地域について「原爆被災復元調査事業」を実施し、昭和51年度からは、昭和50年度の厚生省による原子爆弾被爆者実態調査の付帯調査として実施した「原爆被災復元調査補完用調査」との整理統合作業を行い、昭和54年度に事業の成果を取りまとめた。

これに引き続き、爆心地から2キロメートル以遠の地域の被災の実態を明らかにするため、昭和54年度から「原爆被爆者被災調査事業」、昭和57年度から「原爆被爆者動態調査事業」として、原爆被災復元調査補完用調査を基に既存の資料及び記録を統合調整し、併せて補充調査を実施した。

昭和60年度以降は、昭和60年度及び平成7年度の厚生省による「原子爆弾被爆者実態調査（死没者に関する調査）」を基に、それまで実施してきた一連の調査や既存の被災関係資料との照合作業により、特に原爆死没者の実態について重点的に調査を実施している。

平成11年度から、より一層の被害の実態把握及び被爆者世帯の被害状況等を明らかにするため、昭和60年度の「原子爆弾被爆者実態調査（死没者に関する調査）」を基に、被爆者マスタ及び死没者マスタとの照合を行い、さらに、平成16年度からは、原爆被災復元調査との照合及び統合作業を行うとともに、引き続き被爆者マスタ、死没者マスタのほか既存の各種被災資料等との照合作業を行い、被爆者動態調査マスタの整備を行っている。これに併せ、原爆死没者の照合や新たな死没者の発掘も

行っている。また、平成 19 年度末までの調査で整備した被爆者動態調査マスターデータにより分解析を行い、平成 21 年 3 月に公表を行った。

原爆被爆者動態調査事業報告書の概要については次表のとおり。



被爆当時の居住地域別、被爆者の状況とその割合

		(人)					(%)					
居住地域	被爆者総数	死亡者	昭和20(1945)年死亡者	生死不明者	その他	被爆者総数	死亡者	昭和20(1945)年死亡者	生死不明者	その他		
市内	爆心地帯圏	15,332	12,533	9,623	335	2,464	100.00	81.74	62.76	2.18	16.07	
	爆心地帯圏	18,360	14,282	9,971	269	3,809	100.00	77.79	54.31	1.47	20.75	
	爆心地帯圏	8,262	5,626	2,789	117	2,519	100.00	68.09	33.76	1.42	30.49	
	爆心地帯圏	13,277	7,405	1,458	132	5,740	100.00	55.77	10.98	0.99	43.23	
	爆心地帯圏	計	55,231	39,846	23,841	853	14,532	100.00	72.14	43.17	1.54	26.31
	市内	準焼失地域	37,414	20,849	1,643	383	16,182	100.00	55.73	4.39	1.02	43.25
	市内	市内周辺地域A	38,083	21,147	1,406	334	16,602	100.00	55.53	3.69	0.88	43.59
	市内	市内周辺地域B	52,198	28,173	1,301	396	23,629	100.00	53.97	2.49	0.76	45.27
	計	182,926	110,015	28,191	1,966	70,945	100.00	60.14	15.41	1.07	38.78	
市外	隣接地域A	3,367	1,663	93	59	1,645	100.00	49.39	2.76	1.75	48.86	
	隣接地域B	17,471	7,958	379	290	9,223	100.00	45.55	2.17	1.66	52.79	
	隣接町村	8,900	4,916	231	96	3,888	100.00	55.24	2.60	1.08	43.69	
	その他の県内	14,748	7,965	484	248	6,535	100.00	54.01	3.28	1.68	44.31	
	計	47,332	24,021	1,249	732	22,579	100.00	50.75	2.64	1.55	47.70	
居住地域不詳		14,650	12,666	2,614	35	1,949	100.00	86.46	17.84	0.24	13.30	
合計		244,908	146,702	32,054	2,733	95,473	100.00	59.90	13.09	1.12	38.98	

※ 性別不詳も含む。  
 ※ 「昭和20(1945)年死亡者」とは、直接被爆者で昭和20(1945)年末までに死亡した者

原爆被爆者動態調査における地域区分

地域区分（居住地域区分・被爆状況区分）として以下のとおり設定している。

	居住地域区分	被爆状況区分	
市内	爆心地帯圏	爆心地帯圏	爆心地からおおむね0.5kmの範囲に区分される町域
	爆心地帯圏	爆心地帯圏	爆心地からおおむね0.5～1.0kmに区分される町域
	爆心地帯圏	爆心地帯圏	爆心地からおおむね1.0～1.5kmに区分される町域
	爆心地帯圏	爆心地帯圏	爆心地からおおむね1.5～2.0kmに区分される町域
	市内	準焼失地域	爆心地からおおむね2.0～3.0kmに区分される町域
	市内	市内周辺地域A	爆心地からおおむね3.0～4.0kmに区分される町域
	市内周辺地域B	爆心地からおおむね4.0km以上で区分される町域	
市外	隣接地域A	隣接地域	西彼杵郡福田村の一部、長与村の一部（直爆区域）
	隣接地域B	—	健康診断特例区域（S49年10月、S51年9月施行）
	隣接町村	—	隣接地域B以外の 西彼杵郡深堀村、香焼村、伊王島村、式見村、三重村、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村、日見村、茂木町 北高来郡古賀村、戸石村、田結村
	その他の県内	—	上記以外の長崎県内の地域

※ 「被爆状況区分」は直接被爆区域内の地域を区分したものである。  
 ※ 爆心地帯圏～焼失地域Cまでの区域を「爆心地帯圏」と設定している。  
 注) 原爆被爆者動態調査の統計にあたっては、各町を爆心地からの距離で設定した地域区分に分類したが、町域が複数の地域区分に含まれる場合であっても、いずれか一つの区分に分類しており、正確な距離区分とはならない。

エ 令和4年度の事業内容

(ア) 世帯単位の被爆者動態マスタデータの管理及び照合

被爆者動態調査マスタデータベースにおいてデータを管理し、既存の被爆者調査資料と被爆者動態調査マスタデータとの統合を図り、被爆の実相を一層正確に伝える資料の構築に努めた。

(イ) 原爆死没者名簿の調製

昭和43年度から整備・蓄積してきた「原爆被爆死没者名簿」について、令和4年度においては、3,160人を新たな原爆死没者として原爆死没者マスタに情報を入力し、原爆死没者名簿に登載した。

なお、既に入力されている原爆死没者についても、新たな情報が判明次第、逐次追加・修正入力するとともに、原爆被爆者動態調査の死没者部分の資料充実を図った。

令和4年度 名簿登載 内 訳	本市葬祭料申請時窓口受付（令和3.8.1～令和4.7.31）	1,303 人
	遺族等個人送付及び来課など随時受付	15 人
	各都道府県からの報告及び市町村等経由受付	1,697 人
	被爆体験者等	145 人
	合 計	3,160 人

(ウ) 未確認死没者調査

未確認死没者の補完調査を行い、その確認に努めている。

(3) 原子爆弾被爆者実態調査

ア 昭和60年度原子爆弾被爆者実態調査（死没者調査）

（平成2年5月15日厚生省保健医療局企画課発表）

(ア) 調査の目的

原爆による死没者に関する関係者の記憶が薄れつつある状況にかんがみ、生存被爆者に対し、記憶にある死没者の状況を調査して、広島・長崎両市の行っている被爆者動態調査を補完することにより、原爆による死没者の実態をより明らかにし、これを後世に伝えることを目的とする。

(イ) 調査方法

昭和60年度原子爆弾被爆者実態調査の一環として、生存者調査に併せ、被爆者手帳所持者全員（36万1,672人）に対し、昭和60年10月現在で、被爆当時の家族の状況や被爆した親戚、知人等で死亡した者の状況を調査した。死没者調査に回答のあった調査票は28万6,087枚（回収率79.1%）であった。

(ウ) 調査項目

調査項目は、①死没者の氏名、性別、生年月日、②死亡年月日、③死亡時の年齢、④死亡の原因、⑤原爆投下時の住所、⑥被爆の場所等である。

(エ) 調査結果

調査の結果判明した死没者数

(単位：人)

区 分	総 数	広 島	長 崎
回答票に氏名の記載があった者の延べ総数	438,224	255,559	182,665
回答票に氏名の記載があった者の総数(重複を除いた後)	173,925	107,905	66,020
既存の資料と突合の結果、既存資料に氏名が確認された者の数	136,806	84,398	52,408
既存の資料にはない死没者として新たに確認された者の数	11,929	5,551	6,378
確認が困難な者の数	25,190	17,956	7,234

イ 平成7年度原子爆弾被爆者実態調査(死没者調査)

(ア) 調査の目的

原子爆弾による死没者の実態を明らかにするための資料を得ることを目的とする。

(イ) 調査方法

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による被爆者健康手帳を所持する者のうち、昭和60年8月2日以降に、新たに被爆者健康手帳の交付(資格取得)を受けた者に対し、平成7年11月1日現在で、被爆当時の家族の状況や被爆した親戚、知人などで死亡した者の状況を調査した。

(ウ) 調査項目

死没者の氏名、性別、生年月日、死亡年月日、死亡時の年齢、死亡の原因、原爆投下時の住所及び被爆の場所等

(エ) 集計結果

記載者のうち長崎で被爆した者について分類し、そのうち死亡している者については、次表中①～⑤のとおり区分し、集計を行った。

調査票枚数 4,762枚(両市被爆※58枚及び被爆地不明34枚を含む。)

世帯数 4,270世帯(両市被爆※50世帯を含む。)

記載者数 15,567人(男8,244人、女7,321人、性別不詳2人)

(単位：人)

区 分		長崎被爆	両市被爆※	合 計
生 存 者 (A)		8,994	97	9,091
死 没 者 数 (①+②+③+④+⑤=B)		5,702	96	5,798
内 訳	① 非 被 爆 (記載内容から被爆の事実が認められない者)	1,219	7	1,226
	② 既 登 載 (原爆死没者マスタとの照合を行った結果、登録済(死没者名簿に既登録)の者)	3,650	68	3,718
	③ 新 死 没 (原爆死没者マスタに未登録であるとともに、登録に必要な情報(氏名、生・死没年月日、被爆状況)が全て記載されている者)	589	4	593
	④ 要 調 査 (原爆死没者マスタに未登録であるが、登録に必要な情報が不足しており、追跡調査を要する者)	145	17	162
	⑤ 調 査 不 能 (氏名以外の記載がないなど、追跡調査が不可能な者)	99	0	99
生 死 不 詳 (C)		671	7	678
合 計 (A+B+C)		15,367	200	15,567

※平成9年4月1日以降に判明した分を含むため、平成9年版原爆被爆者対策事業概要とは数字が異なっている。

※この項目において両市被爆とは、長崎被爆の者と広島被爆の者が同一世帯内にいることを意味する。

#### ウ 平成17年度原子爆弾被爆者実態調査 (生存者調査)

##### (ア) 調査の目的

被爆者の生活、健康等の現状を把握するとともに被爆体験等を後世に語り継ぐことを目的とする。

##### (イ) 調査方法

###### <国内調査>

本調査は平成17年11月1日現在の被爆者健康手帳所持者について、無作為抽出による調査対象者65,217人のうち、死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者65,109人に対し調査票を郵送して調査を実施した。

###### <国外調査>

国外に居住している、平成17年9月1日現在の被爆者及び手帳関係被爆確認証交付者3,058人のうち、死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者3,039人に対し、調査票を郵送して調査を実施した。

##### (ウ) 調査項目

<国内調査>	<国外調査>
1. 被爆の状況	1. 被爆の状況
2. 世帯等の状況	2. 世帯等の状況
3. 就業及び所得の状況	3. 就業及び所得の状況
4. 手当等の受給状況	4. 受療の状況
5. 健康の状況	5. 介護、寝たきりの状況
6. 介護、寝たきりの状況	6. 在外被爆者支援事業利用の状況
7. 苦労・心配していることの状況	7. 苦労・心配していることの状況

(エ) 集計結果

<国内調査>

調査票を送付した65,109人のうち、回答のあった者は48,689人であり、回収率は74.8%であった。

<国外調査>

調査票を送付した3,039人のうち、回答のあった者は2,499人であり、回収率は82.2%であった。

エ 平成27年度原子爆弾被爆者実態調査（生存者調査）

(ア) 調査の目的

被爆者の生活、健康等の現状を把握するとともに、被爆体験などを後世に語り継ぐことを目的とする。

(イ) 調査方法

<国内調査>

本調査は平成27年9月1日現在の被爆者健康手帳所持者について、無作為抽出による調査対象者53,049人のうち、死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者52,823人に対し調査票を郵送して調査を実施した。

<国外調査>

国外に居住している、平成27年9月1日現在の被爆者及び手帳関係被爆確認証交付者3,426人のうち、死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者3,406人に対し、調査票を郵送して調査を実施した。

(ウ) 調査項目

<国内調査>	<国外調査>
1. 被爆の状況	1. 被爆の状況
2. 世帯等の状況	2. 世帯等の状況
3. 就業及び所得の状況	3. 就業及び所得の状況
4. 手当等の受給状況	4. 在外被爆者支援事業利用の状況
5. 健康の状況	5. 健康の状況
6. 介護及び介護保険制度認定の状況	6. 介護等の状況
7. 苦勞・心配していることの状況	7. 苦勞・心配していることの状況

(エ) 集計結果

<国内調査>

調査票を送付した52,823人のうち、回答のあった者は38,653人であり、回収率は73.2%であった。

<国外調査>

調査票を送付した3,406人のうち、回答のあった者は2,758人であり、回収率は81.0%であった。

## 9 資料

### (1) 原爆被爆者対策基本問題懇談会（略称「基本懇」）

#### ア 経緯及び目的

原爆被爆に関する問題についての基本理念を明らかにするとともに、被爆者対策における制度の基本的な在り方について検討するため、昭和54年1月29日社会保障制度審議会の答申の趣旨に則り、昭和54年6月厚生大臣の私的諮問機関として、原爆被爆者対策基本問題懇談会が設置された。

#### イ 答申書（昭和55年12月11日 原爆被爆者対策基本問題懇談会答申より）

##### I 原爆被爆者対策の基本理念

- (1) 今次の戦争による国民の犠牲はきわめて広範多岐にわたり、すべての国民がその生命・身体・財産等について多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたといっても言い過ぎではない。

しかし、これらの犠牲の中で、広島及び長崎における原爆投下による被爆者の犠牲がきわめて特殊性の強いものであることは、何人も否定しがたいところである。

広島及び長崎における原爆投下は、歴史はじまって以来初めて人類に対して原爆の恐るべき威力を発揮したものであり、これによる原爆被害は悲惨きわまりないものであった。すなわち、その無警告の無差別的奇襲攻撃により、前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にして、広範な地域にわたり多数の尊い人間の生命を奪い、健康上の障害をもたらし、人間の想像を絶した地獄を現出した。そして、これがひいては戦争終結への直接的契機ともなった。ただにそれだけではない。この惨禍で危うく死を免れた者の中にも原爆に起因する放射線の作用により、35年を経た今日なお、晩発障害に悩まされている者が少なくない。原爆放射線による健康上の障害には、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは、被爆後数年ないし10年以上経過してから発生するという特異性をもつものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立った特殊性をもった被害であると言える。

- (2) およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。

もっとも、このような犠牲者に対し、現代福祉国家の理想に基づき、その平和な生存を保障する措置の一環として、種々の救済策を講ずるかどうかは、別に考慮に値する問題で、社会的公正を確保する見地からいって、それは望ましくかつ意義ある措置ということができよ

う。こういう見地からいえば、戦争損害の一環としての広島及び長崎における原爆被爆者の損害に対し、政府が被爆の実態に即応した対策を講じてきたことは、一応評価しなければならない。

しからは、原爆被爆者対策はいかなる基本理念に基づいて行われるべきであろうか。従来、政府は、現行の原爆二法による対策は他の一般戦災者に対する対策との均衡と調和などを考慮してか、特別の社会保障制度であるという見解をとってきた。

ところが、昭和53年3月30日の最高裁判所の判決は、現行原爆医療法はいわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるが、国家補償的配慮が制度の根底にあることを指摘して次のように述べている。すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるといえることができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」と（最高判昭和53年3月30日第一小法廷民集第32巻2号435頁参照）。

最高裁判所の判決も述べているように、従来国のとってきた原爆被爆者対策は、原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する「特別の犠牲」であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考えられる。

- (3) ところで、広い意味における国家補償の見地に立って適切妥当な措置対策を講ずるとするのは、具体的にはどういう意味を有するかについて、若干の分析的解説を加えておく必要がある。

第1に、国家補償の見地に立って考えるというのは、今次の戦争の開始及び遂行に関して国の不法行為責任を肯認するとか、原爆被爆者が違法な原爆投下をしたアメリカ合衆国に対して有する損害賠償請求権の講和条約による放棄に対する代償請求権を肯認するという意味ではなく、今次戦争の過程において原爆被爆者が受けた放射線による健康障害すなわち「特別の犠牲」について、その原因行為の違法性、故意、過失の有無等にかかわらず、結果責任（危険責任といってもよい）として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだ

という趣旨である。それは国の完全な賠償責任を認める趣旨でないことを注意する必要がある。

第2に、原爆被爆者に対する対策は、結局は、国民の租税負担によって賄われることになるのであるが、殆どすべての国民が何らかの戦争被害を受け、戦争の惨禍に苦しめられてきたという実情のもとにおいては、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異のものであり、「特別の犠牲」というべきものであるからとあって、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであれば、その対策は、容易に国民的合意を得がたく、かつまた、それは社会的公正を確保するゆえんでもない。この意味において、原爆被爆者対策も、国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならないであろう。

第3に、原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立って基本的には、国の責任において行うべきであるとしても、その具体的内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものでありそのためには各地域の実情に即した対策が望ましく、このような地域福祉の見地からいえば地方公共団体の被爆者対策への協力が強く要請されるものと言わなければならない。

なお、一部に被爆者対策の内容は、旧軍人軍属等に対する援護策との間に均衡のとれたものとすべきであるという声がある。このような要望は心情論としては理解できないわけではないが、法律論としてはにわかに採用しがたい。すなわち旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国の施策として実施されているもので原爆被爆者を直ちにこれと同一視するわけにはいかない。

## II 原爆被爆者対策の基本的在り方

当懇談会は、原爆被爆者対策を広い意味における国家補償の見地に立って考えるものであるが、被爆者対策の基本的在り方の要点を摘記すると、次のとおりである。

- (1) これまでの被爆者対策の発展の跡をたどると、被爆者対策の対象たる者が逐次拡大され、その給付の内容も、当初の現物給付（健康診断、医療給付）から次第に金銭給付（健康管理手当、特別手当、医療手当、保健手当、介護手当、葬祭料等）にその重点が移ってきているのみならず、健康管理手当の支給要件の緩和の経過等にみられるように、全体的に一律平等総花主義になってきているように思われる。しかし、ただ徒らにこういう傾向を推し進めることは、一方において、援護対策の必要度の高い被爆者に対する適切妥当な対策の実施を困難にするとともに、他方において、一般戦争被害者に対する対策との間に不均衡をきたし、社会的公正を確保するゆえんではない。

ひとしく原爆被爆者と称せられる者は、すべて「特別の犠牲」を余儀なくされた者と理解すべきものとしても、放射線被曝の程度には人によって差があり、多量の線量を被曝した者から被曝の可能性があったにすぎない者まで含まれている。また、被曝による放射線障害の程度についても、原爆による放射線障害であると明らかに認められる者から放射線障害の生ずる可能性のある者に至るまで、まちまちであり、これに対する対策の必要性は、人によ



て著しく異なる。したがって今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ障害の実態に即した適切妥当な対策を重点的に実施するよう努めるべきである。いいかえれば、「公平の原則」は絶えず考慮しながらも、「必要の原則」を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずべきである。

- (2) 被爆者に対する重要な対策の1つとして原爆投下によって被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金等の支給を要求する声が強い。原爆投下により瞬時に又は長い苦しみのみ、死没した人々及びその遺族に対し、弔慰の念を今さらに新たにすることは、同胞の心情として、きわめて当然のことであるが、これらの人々に対し、国が特に弔慰金、遺族年金等を支給すべきかどうかは、また、別個の問題である。都市の大空襲で爆撃を受け即死しないし苦しい療養の後に死没した人々、艦砲射撃で一家一族が一瞬にして無に帰した人々並びにそれらの遺家族など、数限りない悲惨な戦災者との均衡を無視することは、社会的公正を実現するゆえんとはいい得ず、国民的合意を得ることはむずかしい。

以上のように考えることは、被爆者に対して国家補償の見地に立って対策を考えるべきものとする当懇談会の立場と決して矛盾するものではないと考える。

- (3) 被爆者対策に関し、被爆地域拡大の要求が関係者の間に強い。ところで、被爆地域の指定は、本来原爆投下による直接放射線量、残留放射能の調査結果など、十分な科学的根拠に基づいて行われるべきものである。ところで、これまでの被爆地域の指定は、従来の行政区画を基礎として行われたために、爆心地からの距離が比較的遠い場合でも被爆地域の指定を受けている地域があることは事実であるが、上述のような科学的・合理的な根拠に基づくことなく、ただこれまでの被爆地域との均衡を保つためという理由で被爆地域を拡大することは、関係者の間に新たに不公平感を生み出す原因となり、ただ徒らに地域の拡大を続ける結果を招来するおそれがある。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。

### Ⅲ 原爆被爆者対策の内容の改善

- (1) 現行のいわゆる原爆二法、すなわち、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は、原爆被爆者を対象として、原爆放射線による健康上の障害に着目して各種の給付を行おうとするもので、その内容をみると、被爆者に対する健康診断及び医療の給付に加え各種の金銭給付があり、これら原爆二法による給付以外にも原爆小頭症患者手当の支給及び被爆者のための養護ホームの設置、被爆者相談事業の実施等の福祉増進施策が予算措置として行われている。これらの給付や措置だけでは、すべての被爆者を満足させるに足りるものといえないにしても、他の戦争被害者に対する救済措置と対比して、国としては、それ相応の配慮をしてきたものといつてよいであろう。
- (2) 原爆投下以来35年を経た今日、被爆者として被爆者対策の対象となっている人々が37万人を超え、年々その数が増加する傾向さえみられるが、晩発障害の発生等を考慮しても、対策の真の対象そのものは、漸減していくのが筋である。このように限られた現存の被爆者に対し

ては、「特別の犠牲」を余儀なくされた者として、その被爆による放射線障害の実態に即し、「必要の原則」に従って適切妥当な救済措置を講ずべきである。例えば、多量の放射線を被曝したと推定される近距離被爆者に対しては、被爆の実態に即した各種手当の支給等に引き続き努力を傾注すべきである。

原爆放射線の身体的影響については、多くの事実が明らかにされているが、なお解明されていない分野がある。また、原爆放射線の遺伝的影響についても、現在までのところ有意な影響は認められていないものの、さらに研究を重ねる必要がある。このため、研究体制の整備充実を図ることにより周到な研究を進め、問題を逐次解明することが、被爆者に対する国の重大な責務であると同時に、世界における唯一の被爆国であるわが国が国際社会の平和的発展に貢献する道といえるであろう。

また、被爆者が今日の複雑多難な社会環境に対処しこれを生き抜いていくうえに種々の疑問を抱き不安を感じることの少なくないであろう実情に照らし、国は被爆者相談事業の充実を図るべきである。こうした被爆者相談事業などの福祉増進施策は地域福祉と密接な関連があるので地方公共団体も相応の役割を果たすべきであろう。